



3 番 藤 居 吉 也  
5 番 小 森 正 彦  
7 番 野 瀬 欣 廣  
9 番 西 澤 伸 明

4 番 山 田 光 義  
6 番 西 川 誠 一  
8 番 木 村 修  
10 番 丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長 寺 本 純 二  
副 町 長 熊 谷 裕 二  
総 務 課 長 中 村 康 之  
会 計 管 理 者 大 野 けい子  
税 務 課 長 望 月 仁  
企 画 監 理 課 長 山 崎 志保美  
住 民 人 権 課 長 宮 川 哲 郎  
保 健 福 祉 課 長 丸 澤 俊 之  
産 業 課 長 西 村 克 英  
建 設 水 道 課 長 村 岸 勉

教 育 長 青 山 繁  
教 育 次 長 福 原 猛  
学 校 教 育 課 長 橋 本 善 明  
社 会 教 育 課 長 大 山 一 弥  
長 寺 セ ン タ ー 館 長 大 野 正 人  
呉 竹 セ ン タ ー 館 長 上 田 真 司  
総 務 課 参 事 村 田 茂 典  
保 健 福 祉 課 参 事 中 川 一 樹  
建 設 水 道 課 参 事 寺 居 友 彦  
総 務 課 長 補 佐 宮 寄 一 海

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 山 下 悠 斗

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和8年3月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に3番 藤居議員、4番 山田議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から23日までの19日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から23日までの19日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、おはようございます。本日令和8年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に、2月5日に開催されました臨時会以降の若干の行政報告をさせていただきます。

2月3日には彦根愛知犬上広域行政組合の全員協議会が開催されましたので、副管理者として出席しております。

また、2月16日に湖東広域衛生管理組合の2月定例会にも出席したところです。

さて、本議会においては、令和8年度の予算をはじめとする諸議案の審議をお願いすることとなります。

まず、本議会に上程しております新年度予算案の編成方針について、要約がありますが、述べさせていただきます、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

令和8年度予算の編成にあたっては令和6年甲良町訓令第33号で定めた予算編成方針をもとに、予算編成要領を発出し、各所属において十分に理解を徹底した上での予算編成の要求を求めました。また、私は就任時から4つの重

点事項を示しており、この実現のために必要な施策の検討や予算要求については、昨年度に引き続き、指示したところです。この4つの重点事項について説明させていただきます。

1つ目は災害に強いまちづくりを挙げさせていただいております。これに関しましては、令和7年度の新たな消防車の購入契約を締結し、令和8年中に納車される見込みであります。

また、地域防災計画を令和7年度と8年度で全面見直しを行い、より実効性の高い計画となるよう原案作成を進めております。

また、令和8年度予算には、防災センターの基本構想、基本計画を策定するために必要な予算を計上しているところです。

2点目は、人口減少、少子高齢化対策です。空き家バンクを利用し、空き家へ入居も進めているとともに、尼子駅前に新たな宅地整備をするため、整備基本計画を8年度予算に計上しました。

3点目は、基幹産業への実情に応じた支援となります。農業においては、後継者や新規就農者の確保、稼げる農業の構築が課題となっており、建設業においても経営の強化支援や、人材確保を含めた事業継承の課題などがあります。いずれも商工会や道の駅とともに、連携しながら地域経済の活性化のために施策を進めていきたいと考えております。

4点目がDXデジタルトランスフォーメーションの推進となります。国の進める行政システムの標準化については、令和8年度から本格稼働していきます。これに併せて甲良町の住民がみんなにやさしいデジタル技術の活用ができる体制づくりを行っていきます。

この4点については、どれが優先というものではなく、ひとしく重視しているところであります。実質、就任3年目となる令和8年においては、これらの施策がより前進するよう努めてまいりたいと考えているところです。

予算編成の過程においてはこれらの方針により、重点実施する事業や新たな実施を決定したものなど計30事業を選定し、優先して予算化していきます。

その他の事業に関しても、必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分するように当初予算を編成しました。

しかし、主たる財源となる町税やその他の自主財源に乏しい状況は続き、依然として地方交付税や国県支出金に頼る情勢は改善しておりません。このため財政調整基金についても2億5,400万円の取崩しをせざるを得ませんでした。

今後も諸課題の解決や、高度化、複雑化する行政課題に対して、日々変化する生活環境や価値観の多様化の状況を的確に捉えつつ、持続可能となる行財政運営のための健全化に取り組み、より一層効率的で効果的な行政の推進に尽力

するよう職員一同に求めているところです。

以上、令和8年度予算編成についての総括をさせていただき、詳細な中身については、予算決算常任委員会の際、ご説明させていただきます。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第3号は国の給与改定を受け、本町条例においても、通勤手当の額、地域手当の支給率、初任給調整手当、その他必要な改正を行うものであります。

議案第4号については、国の給与改定を受け、本町条例においても初任給調整手当について必要な改正を行うものであります。

議案第5号は、国の制度改正に合わせ、課税限度額及び、軽減基準の見直しを行うほか、子ども子育て支援金の創立また、県内の国民健康保険税の統一化に向けた保険料率の変更を行うため、本町条例に所定の改正を行うものです。

議案第6号は所得税法の改正に伴う影響を受けないようにするために介護保険法施行令が改正されたことから、これに対応するため、本町の介護保険条例に対し、所要の改正を行うものとなります。

議案第7号は、後期高齢者医療保険料の毎月の納期の規定について早めの納付を可能とするため、所要の改正を行うものとなります。

議案第8号は、固定資産評価額の見直しが行われたことに伴い、道路占用料の基準となる道路法施行令が改正されたことから、本町においても適正な占用料となるよう、必要な改正を行うものとなります。

議案第9号は、国において災害補償の基準を定める政令が改正されたことから、消防団員や災害対応協力者への補償額の基準を定める消防団員等公務災害補償条例に必要な改正を行うものとなります。

議案第10号は、いわゆる「子ども誰でも通園制度」が開始されることに伴い、これを実施する施設に必要な設備や、その運営体制の基準を定める町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいものです。

議案第11号は、時代変化に伴い、現在規定されている社会教育委員の人数が過大であることから、適正な人数となるよう、町社会教育委員設置に関する条例の一部の改正を行うものです。

議案第12号は、令和7年度甲良町一般会計補正予算（第8号）で、歳入歳出から2億2,959万1,000円を減額し、補正後の予算総額を46億6,028万5,000円とするものであります。主な内容としては、国の補正予算に伴う事業の追加を行ったほか、必要な行政経費を加算した一方、年度間の執行の残額を削減するものであります。

議案第13号は、令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4

号)ですが、財源の更正を行うほか、給付費の予算の組替えを行うものであり、金額の増減はありません。

議案第14号から議案第20号については、令和8年度の甲良町一般会計予算及び4つの特別会計並びに2つの企業会計の当初予算であります。

一般会計予算は、昨年度当初予算より1億6,832万9,000円減となり、41億7,500万円となっております。

特別会計4会計につきましては、昨年度当初予算とそれぞれ比較しますと、国民健康保険特別会計では2,939万6,000円増の9億5,528万8,000円、墓地公園事業特別会計では30万4,000円減となる162万1,000円です。介護保険事業特別会計では5,377万8,000円増となる11億864万円です。後期高齢者医療事業特別会計では1,943万1,000円増となる1億2,383万9,000円となっております。

企業会計2会計につきましては、支出ベースで昨年度当初予算と比較しますと、下水道事業会計では、収益的支出と資本的支出を合わせて2,329万7,000円増となる6億7,059万3,000円。水道事業会計では、同じく収益的支出と資本的支出を合わせて1,729万4,000円減となる2億5,971万3,000円となっております。

冒頭に述べましたとおり、限られた財源であります。地方自治法第2条第14項に定められているとおり、最小の経費で最大の効果を上げられるように予算を編成するとともに、同項に掲げられる住民の福祉の増進に努めてまいります。

また、同意第2号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の選任につき同意を求めるものであります。

以上、本日提出しました案件につきましては、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 次に、日程第3 議案第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第3号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第3号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず、改正の理由でございます。

令和7年度人事院勧告に伴い、国家公務員の給与を規定する一般職の職員の給与に関する法律が改正され、通勤手当の額、地域手当の率を改正するもので、通勤手当は上限を定め、区分については規則で、また、駐車料の利用の新設、地域手当を2%から4%へ支給するというものでございます。

また、新たに、初任給調整手当を新設いたしまして、新規採用される職員であって、採用の日に勤務1時間当たりの額が滋賀県の最低賃金を下回る場合には差額を補填するという内容となっておりますのでございます。

続きまして、議案をお願いします。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、「管理職手当、」の次に「初任給調整手当、」を加える。

第10条第2号中、「削除」を「初任給調整手当」に改める。

第12条に見出しとして、「(初任給調整手当)」を付し、同条中、「削除」を「新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額、並びに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低賃金を考慮する規則で定める額を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する」に改め、同条第3号に次の3項を加える。

2項、初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3項、第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4項、第3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関する必要な事項は規則で定める。

第15条第2項第1号中、「次項及び第4項」を「次項及び第5項」に改め、同項第2号中、「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条

第3項中、「第1号及び次項」を「第1号及び第5項」に改め、同項第1号中、「次項において」を「第5項において」に改め、同条第8項を同条9項とし、同条第7項中、「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中、「最初の月」を「最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあってはその翌月)」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中、「及び」を「、」に、「その区分合計の合計額」を「合計額」及び前項第1号に定める額の合計額に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4項、第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とするものの勤務手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1号、駐車場等に係る通勤手当、支給単位期間につき5,000円を超えない範囲で、1カ月当たりの駐車場等の料金に相当する額として、規則で定める額。

2号、前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当、前2項の規定による額。第25条中、「給与額は給料の月額」を「給与額は給料の月額並びに初任給調整手当」に改める。

第30条第1項中、「給料、」を「給料、初任給調整手当、」改める。  
附則でございます。

1項、この条例は令和8年4月1日から施行する。

2項、この条例の施行に関する必要な事項は規則で定める。

3項、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し及び同項中、「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第6項中、「令和10年4月1日」を「令和8年4月1日」に改めるといふものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西川議員。

○西川議員 6番 西川です。駐車料のことでちょっと聞きたいんですが、この駐車料新設というふうに聞いたんですけど、甲良町職員の場合はこれを適用される人はいてるのかどうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 幾人かはいてるというふうに思っています。甲良町以外から、JRなりに乗ってくる職員もいますので、そういうときには対象になってくるかと思います。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 というのは、例えば大津から河瀬駅まで来て、河瀬駅の駐車場の駐車料金だという理解でいいんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 そのとおりでございます。具体の中身については、規則の方で定めていくということになります。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって議案第3号は可決されました。

次に、日程第4 議案第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第4号 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第4号 甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由でございます。

議案第3号と同じく、令和7年人事院勧告に伴い、国家公務員の給与を規定する一般職の職員の給与に関する法律が改正され、新たに初任給調整手当を新設し、採用された職員であって採用の日に勤務1時間当たりの額が滋賀県の最低賃金を下回る場合には、差額を補填するという内容でございます。

議案書をお願いいたします。

甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中、「専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する」を「新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について、管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が当該地域における最低賃金法における地域別最低賃金の額を考慮して、管理者が定める額を下回るものに対して支給する」と。同条に次の1項を加えると。

2項、前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員については、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する」というものでございます。

附則でございます。

この条例については、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第5 議案第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第5号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 議案書1枚おめくりください。甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書を3枚おめくりください。新旧対照表をご覧ください。主な改正につきまして、ご説明させていただきます。

4号、子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ）を加える。

2ページです。第2条第2項ただし書中、「66万円」を「67万円」に改める。

5項、「第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は世帯主（前条第2項の世帯主を除く）及び、その世帯に属する国民健康保険の被保険者に、算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額（（所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額）（所得割額及び被保険者均等割額）の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号）以下法という）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は3万円とする」を加える。

第3条第1項中、「6.83」を「7.50」に改める。

3ページです。第5条中、「2万2,000円」を「2万8,000円」に改める。

第5条の2第1号中、「1万8,000円」を「2万600円」、同条第2号中、「9,000円」を「1万300円」に、同条第3号中、「1万3,500円」を「1万5,450円」に改める。

第6条中、「2.42」を「2.90」に改める。

4 ページです。第 7 条の 2 中、「8, 000 円」を「1 万 2 0 0 円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中、「6, 000 円」を「7, 400 円」に、同条第 2 号中、「3, 000 円」を「3, 700 円」、同条第 3 号中、「4, 500 円」を「5, 550 円」に改める。

第 8 条中、「2. 3」を「2. 46」に改める。

第 9 条の 2 中、「9, 000 円」を「1 万 1, 000 円」に改める。

第 9 条の 3 中、「5, 000 円」を「5, 800 円」に改める。

第 9 条の 4、第 2 条第 5 項の所得割額は基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0. 27 を乗じて算定する。

5 ページです。第 9 条の 5、第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 について、1, 081 円とする。

第 9 条の 6、第 2 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について、67 円とする。

第 9 条の 7、第 2 条第 5 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、756 円。

2 号、特定世帯、378 円。

3 号、特定継続世帯、567 円を加える。

第 23 条第 1 項、各号列記以外の部分中、「66 万円」を「67 万円」に改める。

6 ページです。同項第 1 号ア中、「1 万 5, 400 円」を「1 万 9, 600 円」に、同号イ（ア）中、「1 万 2, 600 円」を「1 万 4, 420 円」に、同号イ（イ）中、「6, 300 円」を「7, 210 円」に、同号イ（ウ）中、「9, 450 円」を「1 万 8 15 円」に、同号ウ中、「5, 600 円」を「7, 140 円」に、同号エ（ア）中、「4, 200 円」を「5, 180 円」に、同号エ（イ）中、「2, 100 円」を「2, 590 円」に、同号エ（ウ）中、「3, 150 円」を「3, 885 円」に、同号オ中、「6, 300 円」を「7, 700 円」に、同号カ中、「3, 500 円」を「4, 060 円」に改める。

キ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く）1 人について、757 円。

ク、18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額、18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く）1 人について、47 円。

ケ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯

別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、530円。

(イ) 特定世帯、265円。

(ウ) 特定継続世帯、397円を加える。

8ページです。第23条第1項第2号中、「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中、「1万1,000円」を「1万4,000円」に、同号イ(ア)中、「9,000円」を「1万300円」、同号イ(イ)中、「4,500円」を「5,150円」に、同号イ(ウ)中、「6,750円」を「7,725円」に、同号ウ中、「4,000円」を「5,100円」に改め、同号エ(ア)中、「3,000円」を「3,700円」に、同号エ(イ)中、「1,500円」を「1,850円」に、同号エ(ウ)中、「2,250円」を「2,775円」に、同号オ中、「4,500円」を「5,500円」に、同号カ中、「2,500円」を「2,900円」に改める。

9ページです。キ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く)1人について、541円。

ク、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額者、18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く)1人について34円。

ケ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、378円。

(イ) 特定世帯、189円。

(ウ) 特定継続世帯、284円を加える。

9ページです。第23条第1項第3号中、「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中、「4,400円」を「5,600円」。

10ページです。同号イ(ア)中、「3,600円」を「4,120円」に、同号イ(イ)中、「1,800円」を「2,060円」に、同号イ(ウ)中、「2,700円」を「3,090円」に、同号ウ中、「1,600円」を「2,040円」、同号エ(ア)中、「1,200円」を「1,480円」に、同号エ(イ)中、「600円」を「740円」に、同号エ(ウ)中、「900円」を「1,110円」、同号オ中、「1,800円」を「2,200円」、同号カ中、「1,000円」を「1,160円」に改める。

キ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く)1人について、217円。

ク、18歳以上被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額、18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く）1人について、14円。

ケ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ定める。

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、152円。

（イ）特定世帯、76円。

（ウ）特定継続世帯、114円を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 4点お尋ねします。1つは、今回の改正で、全協でも質問しましたけれども、改めて確認をしたいんです。税額の上限の打ち止め、この金額、最高限度額の引上げはないということだったんですが、それでいいのかなど。

続けます。それから、その最高額の限度額もほぼ1,000万円も変わらないという話だったんですが、それでいいんでしょうか。

それから3つ目ですけれども、全協で資料が示されました、子ども・子育て支援金が拡充される給付の例というので幾つか書かれていました。その財源を国保税に上乗せをする。これ、国保の場合には、いろいろこの不安定な建設業者やフリーランス、それから年金生活者が多いわけですけれども、そういうところに上乗せされてくるんです。ですから、質問は、甲良町独自でこういうことはできませんよという判断ができるのかどうか。そして、そういうことをした場合、ペナルティー、何らかのペナルティーがかけられる仕組みが、法的にも制度的にもあるのかどうか。お尋ねします。

それから4つ目ですけれども、全協で資料2の4ページ、3枚目の裏というように説明がありましたが、そこに、令和8年度の税率設定と書かれていて、その下に必要な国保税額、あるんです。ですから、この金額が令和8年度の必要金額なのかなど。見たら金額が違います。合いません。ですから、全協資料に示された令和8年度税率設定と表題がされた算式、どういう算式に乗った結果、必要な国保税額と、合計金額は1億7,652万2,333円というように記載されていますが、その説明をお願いいたします。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 1つ目に対してはそのとおりでございます。

2番目につきましては、全協でお答えさせてもらいました約1,100万円

以上になります。

4 番につきましては、この後委員会が開催されますので、その時でお答えさせていただきますと思います。

○丸山議長 住民課長。

○宮川住民人権課長 3 番のご質問なんですが、これ、国の法律にのっとって行っているものなので、町独自でやめますとかそういうことはできませんということですよ。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 自治体は、いろいろ国に従っていかねばならない制度がありますけれども、条例主義ですから、例えば、この条例の中に、子ども・子育て支援金を国保税に上乗せをするという部分を除くということもできるのかなと思うんですけども、そういうことをしては駄目ですよ。つまり、介護保険の場合、一般会計から繰入れしては駄目だという法的な根拠があります。それで、政府の方は、国は指導をしてまいります。そういうように、法的な根拠があるのかどうか。

つまり、自治体というのは条例主義ですから、条例に基づいて、国の制度をなぞるという場合もありますし、それからそれに倣って若干変化させて、条例に組み込むということもあり得るわけですけども、そういうことをした場合、つまり、勝手にこの金額は上乗せしませんよというように自治体になった場合、国は、法律に基づいて駄目ですよという権限を持つのかどうかを聞いているんです。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 この制度につきましては、国の医療保険各法にのっとって、一応医療保険者から徴収するという事になっておりますので、まずは法律で定められているということ、そのあたりは認識しております。その件、今、西澤議員が言われましたように、条例において、乗せる乗せないとかそういうような下部のところまで来た時点でどうなるかということの問題よりもまず、この国の制度が変更されたことで、滋賀県の国保としてどう運営していくか、どうしていくかというような各 19 市町が寄りましての会議の中で、こういうような形でしていくという、制度にのっとっていくということもありますので、まずは上位法にのっとって、このような形で徴収していくというような制度を滋賀県におきましても決めていったというような流れにはなっております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 答えになってないです。例を出しました。介護保険は、国が強力な指導をしてくる法的な根拠を持っています。一般会計から繰入れしてはならないと。だから、北海道で自治体の、名前忘れちゃったけれども、指導されてなく

なりました。そういう点でも、野瀬町長が県知事との懇談のときに、介護保険料、介護保険の一般会計から、不足する場合、一般会計にから繰入れすることを容認してほしいという発言をして、そのあと呼び出されたいですけれども、駄目だと。これ、法的な根拠を聞いているんです。ないと。それとも指導上でそうなるのか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 そのあたり、ちょっと法制的に、ちょっと私も整理させていただいて、ここ特会の方の委員会の方でお答えするということでもよろしいでしょうか。

○丸山議長 よろしいですか。

○西澤議員 はい。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は反対討論をさせてもらいます。

国民皆保険の制度の重要な一翼を担う国民健康保険制度がますます危うくする改悪内容だと言わねばなりません。

その1つは、本来政府の責任で子ども・子育て支援強化をしなければならないものを、財源をアテにしようとか、健康保険に上乗せ徴収する、とんでもない改悪だ、これは批判が大変強いんです。自民党維新政権が従来から主張してきた保険料の引き下げ、現役世代の負担軽減にも全く反することではないでしょうか。さらに、子育て世代とそうでない世代、子どもを持たない人々との分断を持ち込むことになり、最悪の財源確保だと言わねばなりません。

2つ目は、1980年代に、国庫支出の約25%を削減して、地方自治体と住民を不況におとし入れた大改悪には全く手をつけずに、国民、地域住民に子育て支援強化の財源を押しつけたことです。

3つ目は、自営業者や年金生活者など、また、派遣請負の労働者、フリーランスなど、不安定で低所得者が多く集まる国民健康保険の加入者にも負担を押しつけたことです。

4つ目は、高額所得者に対する税率、税額の見直しが改定されず、約1,100万円以上の方の課税額上限は80万円のままであると、全協でも回答がありました。3,000万円や4,000万円の所得であっても80万円でおしまい、こういう負担割合の不公平が放置されていることです。

5つ目には、全協で、既に決まったことだからというような話がありました

けれども、それに従うのではなく、独自に考えられないかという点を思います。

以上の理由によって、議案5号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、到底容認できないということを表明させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立多数です。

よって議案第5号は可決されました。

次に、日程第6 議案第6号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第6号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 では、議案書第6号1ページおめくりください。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次の1号を加える。

第5号、その他特別の理由があること。

第14条第2項中、「提出しなければならない」の次に「ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない」を加える。

附則に次の2条を加える。

第10条、第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する甲良町に住所を有しないものを除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する甲良町に住所を有するものに限る。以下、この条及び次条第1項において同じ)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(同年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であるものに限る)の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適

用については、同項第6号ア中、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合は零とする。以下同じ）」とする。

次ページをお願いします。

2、第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、同項第6号ア中、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合は零とする。以下同じ）」とする。

3、第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれているものの令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、同項第6号ア中、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額、（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ）」とする。

第11条です。第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、第1号に掲げるものに該当し、かつ第2号または第3号に掲げるもののいずれかに該当するものがあるときは、当該該当するものは同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

1号、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する甲良町に住所を有する者。

2号、地方税法第295条第1項第2号に掲げるものに該当し、かつ令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものであって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの。

ア、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合。

イ、令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合。

ウ、令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合。

3号、地方税法第295条第1項各号に掲げるものに該当せず、かつ令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの。

ア、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い、甲良町税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合。

イ、令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い、税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が

10万円以下である場合。

ウ、令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い、税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として別表第5により、当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合。

2、第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ同項第2号または第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

以上になります。一部、途中の数値の後に万円等が入っている部分がありまして、これ、ちょっと訂正について、すみません、訂正箇所を申し上げます。

冒頭に戻っていただいて、議案書の次のページをめくっていただきますと、第11条があるかなと思います。右のページ、第11条になっているかなと思います。11条の2号のアの2行目に、1,350,000万円となっておりますが、この万円の万が不要ですので、これを削除お願いします。

その次の行の、同じような削除ですが、550,000万円となっておりますが、こちら55万円になりますので、万を削除お願いします。

1ページおめくりください。3号のアの4行目に、先ほどと同じように55万円とするべきところ550,000万円というふうに万が入っておりますので、漢字の万を削除お願いします。

次、イです。イの3行目の10万円とありますが、100,000万円となっておりますので、漢字の万を削除お願いします。

以上、よろしく願いいたします。

○丸山議長 附則言わんでもいいの、最後、言うてへん、最後読んでへん、附則。保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 すみません、議長、ありがとうございます。さっき附則の読み上げをちょっと失念しておりました。失礼しました。

一番最後、附則です。この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上で終わります。

○丸山議長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。よろしいね。  
ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより議案第6号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。  
よって議案第6号は可決されました。  
次に、日程第7 議案第7号を議題とします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○橋本事務局長 議案第7号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。  
住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、私の方より説明させていただきます。  
甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。  
こちらにつきましては、普徴に係る保険料の納期を変更するものでございます。

議案書をご覧ください。

第4条第1項中、「第1期7月1日から同月末日までを「第1期7月末日まで」に、「第2期8月1日から同月末日まで」を「第2期8月末日まで」に、「第3期9月1日から同月末日まで」を「第3期9月末日まで」に、「第4期10月1日から同月末日まで」を「第4期10月末日まで」に、「第5期11月1日から同月末日まで」を「第5期11月末日まで」に、「第6期12月1日から同月末日まで」を「第6期12月末日まで」に、「第7期1月1日から同月末日まで」を「第7期1月末日まで」に、「第8期2月1日から同月末日まで」を「第8期2月末日まで」に、「第9期3月1日から同月末日まで」を「第9期3月末日まで」に改める。

附則、1、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 現行を見てもと、改正後のところで若干の変化なんですけれども、現行制度で不具合やそれから不都合なことが事例で生じたということもあるんですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 この件につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、一括納付していただけるような整備ができましたので、そのような形でさせていただくということでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって議案第7号は可決されました。

次に、日程第8 議案第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第8号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、甲良町道路占用徴収条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、令和6年度に行われました固定資産税の評価額の評価替えをふまえて、道路法施行令の一部を改正する政令等が改正さ

れ、令和8年4月1日に施行されます。

甲良町におきましても、適正な道路占用料となるよう、見直しを行う改正で  
ございます。

本町の一番多い、第2種電柱では、1本1年分として道路占用料を730円  
から880円に改めるものでございます。

議案書の方をお願いいたします。

甲良町道路占用徴収条例の一部を次のとおり改正する。

別表中、記載の53種の工作物を別表の記載のとおり、占用料を改正するも  
のでございます。

附則といたしましては、この条例は令和8年4月1日から施行する。

2、この条例は施行の日前にした許可に係る占用料（占用許可の期間が令和  
8年度以降にわたる場合の占用料で、毎年度当該年度分を納付することとされ  
ているものにあつては、令和8年度以降の占用料を除く）の額については、な  
お従前の例によるものでございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 別表の1番目のところですが、広告塔、甲良町における広告  
塔というのが、どのぐらいの割合で、数値であるんですか。

それから、その他のものというのが何にあたるのか。

それから、3点目の質問は、増額によって、全協でも聞きましたけれども、  
申請がどれくらいあるのかということで、定まらないというんですが、概算で  
算定ができますでしょうか。金額、約幾らぐらいというように、算定できませ  
るか。

以上です。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。概算、これから申請が上がるもので、料金  
が上がるという形になりますので、料金の方の上がり幅は約17%から22%増  
額が、今後同じようになれば見込まれるということです。

申し訳ございません。工作物の数については、ちょっと今、数を手持ち持っ  
ておりませんので、委員会等で調べてお答えをさせていただきたいと思いま  
すので、よろしいでしょうか。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その他のものというのは何に、どんなものがあたるんですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それ以外のものという解釈でお願いしたいんですけれど  
も、よくAに乗じてという記載がされているものとかありますけれども、政令

等とかでそれぞれ物品が、ものが決められております。それ以外のものという形で、その物品以外のものという意味でそれぞれで施行されているものになります。Aというものにつきましては、近傍の土地の時価を表すものをAという形で表示をさせていただいているということで、よろしく申し上げます。

○丸山議長 西澤議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 甲良町の場合、ごく僅かであっても、財源の乏しい中、収入減となるという点で、引上げがされて、占有料が増額になる見込みという点です。この点の増額になることを期待して、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって議案第8号は可決されました。

次に、日程第9 議案第9号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第9号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案第9号をご説明させていただきます。

議案書の方をお願いいたします。1枚おめくりいただきますようお願いいたします。

甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。こ

ちらにつきましては、上位の国の法令の方が改正になりましたことに伴いまして、消防団員等に対して、万が一が等された場合の補償額、基準額を引き上げるというものでございます。

議案書の方を読み上げさせていただきます。

第5条第2項第2号中、「9, 700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中、「1万4, 500円」を「1万5, 000円」に改め、同条第3項中、「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については、1人につき383円を、」を削り、「第3号」を「第2号」に、「第6号」を「第5号」に改め、同項中、「第1号」を削り、「第2号」を「第1号」とし、「第3号」から「第6号」までを1号ずつ繰り上げるというものでございます。

また、加えて、別表に定められておりました消防団員の階級ごとの補償基礎額について、下記のとおり改めるものとなっております。別表の説明については、割愛させていただきます。

この附則に持ちまして、この条例につきましては、8年の4月1日から施行するというふうに定めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 いようですから、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって議案第9号は可決されました。

次に、日程第10 議案第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第10号 甲良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 議案書1枚おめくりください。

甲良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき制定するものでございます。

第1章では総則、第2章でこの事業の設備及び運営に関する基準を定めております。この条例は令和8年4月1日から施行するというものでございます。

この条例でいう乳児等通園支援事業といたしますのは、今までいわれていた子ども誰でも通園制度のことをいいます。子ども誰でも通園制度とは、保育園に通園していない生後6カ月から満3歳未満の児童が保育所等の施設を一定時間まで利用できるという制度でございます。

条例では設備及び運営に関する基準を定めておりますが、保育場所や保育時間、利用料等については、附則で定める準備をしているところでございます。

想定としては、保育場所については、東西子ども園。保育時間については、9時半から11時半の1日2時間。利用料については、1時間300円を想定しております。ただし、甲良町の子ども園では保育士の数から考えても、通園支援事業の受入れは困難だと考えていることから、まず、以前から実施している一時預かり事業で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今の次長の説明で概略は理解をできました。その上で、どこでも保育と言われる制度の概要、そのほかに今説明いただいた内容以外、その概要があるかどうか。あれば、ご説明をお願いします。

2点目は、この制度が始まると、町は希望者を受け入れる義務が発生するかどうか。

それから3つ目は、短時間の受入れにしても、保育士の不足の中でますます現場は忙しくなると考えられます。その点で、4番目と関連しますが、どこでも保育を受け入れる保育所、自治体に割増しの補助とか、それから人員配置を政府の方が実行してくれる、ないしは調整役をしてくれるのかどうか、その点、ご説明ください。

それから5つ目は、甲良町としては、この制度を認定申請する予定なのかどうか。今聞きますと、当面は、一時預かりで実施するということですので、そ

ういう点で、この制度を活用するとなると、設備は、現在、認定子ども園ですので、新たに見てみますと、新しいものをつける必要がないかなというふうには思うんですけども、この制度のために、新たな設備をしなければならないというのがあるのかどうか。この点よろしくお願いします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 質問の最後の方からお答えさせていただきます。この制度が始まることによって、新たに設置する設備等はございません。また、この制度による保育士の確保であったり、交付金というのもございません。

あと認定なんですけど、一応うちの方では困難であるということは考えておりますが、申請がありましたら、一応面接等を行った上で、今いう生後6カ月から3歳未満なんですけど、そこらの方もちゃんと確認した上で、認定の方はしていかなあかんのかなというふうには思っておりますが、認定はいたしますが、体制的に無理やということも言うていった上で、一時預かりの方を案内することになるのかなというふうには思っております。

この制度なんですけど、誰でも通園制度です。1番の質問なんですけど、甲良町以外の児童であっても受け入れることになってくると思います。その場合、今言ったとおり、申請をしていただいて面接等を行っていただいた上で認定書の方を発行するということになるのかなと。

事務処理については、もう1回お願いします。

○丸山議長 西澤議員、すみません、ちょっと長かったのもう一遍お願いします。

○西澤議員 質問すること、忘れてしまう。

○丸山議長 最初の1番、2番くらいやな。

○西澤議員 つまり、子ども制度が始まると、申請がある、入れてほしいという方、極端な例で、全協では、北海道から旅行にいられて預かってほしいといった場合、お断りすることもできるんですか。つまり、こういう制度で甲良町としては、一時預かりというようにしていますので、そっちで対応しますと言うんだけど、どこでも保育の制度からは外れるけれども、あかんやないかと言われる根拠はないということなんですか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 駄目だという根拠はないです。受入れしていくことになるのかなと。ただ、今言う北海道から帰省で帰ってきてというのをもう受け入れる必要があるとは思いますが、それ以外でも、例えば近隣、豊郷であったり多賀であったりの児童が甲良町に申請してもらったときも断ることはできません。

ただ、今言う子ども誰でも通園制度の目的というのは、集団生活に慣れるということの目的があります。一方、一時預かりでは、議員が全協でもおっしゃ

ってくださいましたが、保護者の事情、買物に行きたいであったりとか保護者の事情で子どもを預かるというのが一時預かりになってきますので、その目的も一応聞いた上で判断していかなあかんのかなというふうに思っております。

○丸山議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第11号 甲良町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

社会教育課長。

○大山社会教育課長 それでは、議案書を1枚おめくりください。

議案第11号 甲良町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由といたしましては、これまで、社会教育委員の定数が20人以内となっていましたが、今回、現状に合わせ、社会教育委員の定数を10人以内とするものです。

甲良町社会教育委員設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「20人以内」を「10人以内」に改める。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の甲良町社会教育委員設置に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって議案第11号は可決されました。

次に、日程第12 議案第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第12号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案第12号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第8号)についてご説明をさせていただきます。

議案書をおめくりいただきまして、補正予算書の裏面、1枚目裏面をお願いいたします。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算についてそれぞれ2億2,959万1,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億6,028万5,000円とするものでございます。また、第2条につきましては、繰越明許費の追加及び廃止、第3条は地方債の追加及び廃止となりまして、1条から3条それぞれ第1表、2表、3表の方でご説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出の補正額でございます。第1表歳入歳出予算補正の方をご覧ください。

まず、歳入の部でございます。款項及び補正額の方の読み上げをさせていただきます。10款1項 地方交付税8,412万3,000円。12款1項 負担金32万1,000円。13款1項 使用料80万3,000円減額。14款1項 国庫負担金225万1,000円減額。同じく2項 国庫補助金4,216万4,000円減額。3項 委託金4,000円増額。15款1項 県負担金52万5,000円。2項 県補助金177万2,000円減額。3項 委託金42万3,000円減額。16款2項 財産売払収入300万円減額。17款1項 寄付金1,300万円減額。18款2項 基金繰入金2億2,418万5,000円減額。20款3項 貸付金元利収入900万円減額。5項 雑入223万4,000円。21款1項 町債2,020万円減額。合計2億2,959万1,000円の減額となります。

歳出の分でございます。同じく款項及び補正額の読み上げをさせていただきます。2款1項 総務管理費2億429万2,000円減額。2項 徴税費1,128万6,000円減額。3項 戸籍住民基本台帳費、443万円。5項 統計調査費41万円減額。3款1項 社会福祉費1,240万3,000円。2項 児童福祉費484万6,000円減額。4款1項 保健衛生費4万5,000円。2項 清掃費60万円減額。3項 上水道費48万6,000円減額。6款1項 農業費844万円減額。7款1項 商工費3万2,000円。8款1項 土木管理費98万円減額。2項 道路橋梁費900万円減額。4項 住宅費760万4,000円減額。5項 都市計画費60万円減額。9款1項 消防費851万8,000円。10款1項 教育総務費243万5,000円減額。2項 小学校費3万6,000円。3項 中学校費157万6,000円減額。4項 社会教育費230万円減額。5項 保健体育費20万円減額。12款公債費につきましては、組替えにより、補正額はゼロでございます。合計2億2,959万1,000円の減額で、歳入歳出同額となっております。

続きまして、第2表繰越明許費補正でございます。

追加がございます。6項目、款項、事業名及び金額の方を読み上げさせていただきます。2款3項 事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業469万7,000円。3款1項 甲良町保健福祉センター多目的研修室等復旧工事設計監理業務102万2,000円。3款1項 甲良町保健福祉センター多目的研修室等復旧工事2,074万円。9款1項 甲良町消防団消防ポンプ自動車購入業務2,959万8,000円。9款1項 甲良町地域防災計画修正業務委託1,361万9,000円。9款1項 甲良町避難所生活支援体制整備・輸送車両整備事業1,411万8,000円。

続きまして、廃止でございます。2款1項 仮称甲良町防災センター整備事業、こちらにつきましては、補正前額660万円の全部を廃止するものでございます。

おめくりください。第3表地方債補正でございます。

追加でございます。地域防災緊急整備事業債、限度額680万円。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

変更でございます。いずれも起債の方法、利率、償還方法については、変更ございません。起債の目的と補正後額のみ読み上げさせていただきます。保健福祉センター非常用発電機整備事業債1,320万円。社会資本整備交付金事業債610万円。消防団消防車整備事業債2,860万円。甲良中学校空調設備改修事業債90万円。甲良中学校安全確保事業債230万円。町立図書館空調設備改修事業債230万円。

廃止でございます。甲良町福祉センター多目的研修室等復旧事業債980万

円。事業内容変更に伴うものでございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

ここで15分間休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第13 議案第13号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第13号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

第1条歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,156万6,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。款項、補正額のみ、読ませていただきます。1款1項 国民健康保険税補正額656万5,000円の減。4款1項 県負担金150万円の減。6款1項 他会計繰入金71万9,000円。2項 基金繰入金734万6,000円、歳入合計は0円でございます。

2 ページをお開きください。歳出です。1 款 1 項 総務管理費、財源更正で  
ございます。2 款 1 項 療養諸費 1, 5 0 0 万円の減。2 項 高額療養費 1,  
5 0 0 万円。3 款 1 項 医療給付費分、こちらにつきましても、財源更正で  
ございます。2 項 後期高齢者支援金等分、こちらも同様でございます。3 項  
介護納付金分も同様でございます。よって歳入合計も 0 円でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

これより審査願います日程第 1 4 議案第 1 4 号から日程第 2 0 議案第  
2 0 号までの令和 8 年度の各会計当初予算については、会議規則第 3 9 条第 1  
項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、予算決算常任委  
員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 1 4 議案第 1 4 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 1 4 号 令和 8 年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案第 1 4 号 令和 8 年度一般会計予算について  
ご説明の方をさせていただきます。予算書の方の裏面の方をお願いいたします。  
令和 8 年度甲良町一般会計予算でございます。

まず、第 1 条でございます。歳入歳出それぞれ 4 1 億 7, 5 0 0 万円とする  
ものでございます。その内訳につきましては、第 1 表の方で説明の方をさせて  
いただきます。第 2 条につきましては、債務負担行為、こちらについては、第  
2 表の方で説明させていただきます。第 3 条につきましては、地方債でござい  
ますが、こちらについては、第 3 表で説明させていただきます。

一時借入金につきましては、限度額を 6 億円とさせていただきます。第 5  
条としまして、各項に計上しました給与、職員の手当、共済費に係る予算額の  
過不足につきましては、同一款内で各項間の流用を可能とするようお願いす

るものでございます。

それでは、第1表の方読み上げさせていただきます。款項及び金額の読み上げをさせていただきます。1款1項 町民税3億4,729万9,000円。2項 固定資産税4億3,772万2,000円。3項 軽自動車税3,281万9,000円。4項 町たばこ税4,637万円。2款1項 自動車重量譲与税2,732万3,000円。2項 地方揮発油譲与税681万9,000円。3項 森林環境譲与税75万4,000円。3款1項 利子割交付金102万1,000円。4款1項 配当割交付金572万7,000円。5款1項 株式等譲渡所得割交付金696万1,000円。6款1項 法人事業税交付金1,447万1,000円。7款1項 地方消費税交付金1億5,668万3,000円。8款1項 地方特例交付金427万6,000円。9款1項 地方交付税18億5,338万6,000円。10款1項 交通安全対策特別交付金67万6,000円。11款1項 負担金1,194万5,000円。12款1項 使用料1,089万5,000円。2項 手数料542万6,000円。13款1項 国庫負担金2億373万8,000円。2項 国庫補助金9,553万円。3項 委託金566万5,000円。14款1項 県負担金1億357万6,000円。2項 県補助金1億6,016万6,000円。3項 委託金2,556万7,000円。15款1項 財産運用収入975万8,000円。2項 財産売払い収入490万1,000円。16款1項 寄付金3,010万円。17款1項 特別会計繰入金389万円。2項 基金繰入金3億4,789万1,000円。18款1項 繰越金4,000万円。19款1項 延滞金加算金及び過料153万4,000円。2項 町預金利子80万7,000円。3項 貸付金元利収入806万円。4項 受託事業収入1,361万円。5項 雑入6,153万4,000円。20款1項 町債8,810万円。環境性能割交付金については、本年度ございませんので、廃款廃項となっております。合計41億7,500万円でございます。

おめくりください。歳出の部でございます。同じく款項及び金額を読み上げさせていただきます。1款1項 議会費5,633万9,000円。2款1項 総務管理費7億7,579万9,000円。2項 徴税費6,971万1,000円。3項 戸籍住民基本台帳費2,732万2,000円。4項 選挙費1,336万8,000円。5項 統計調査費42万7,000円。6項 監査委員費48万2,000円。3款1項 社会福祉費9億9,128万6,000円。2項 児童福祉費5億1,976万7,000円。4款1項 保健衛生費8,376万9,000円。2項 清掃費1億7,744万8,000円。上水道費につきましては、廃項となっております。5款1項 雇用対策費152万5,000円。6款1項 農業費8,850万円。2項 林業費7万

円。7款1項 商工費3,341万3,000円。8款 土木費 1項 土木管理費6,404万3,000円。2項 道路橋梁費4,317万円。3項 河川費64万1,000円。4項 住宅費7,432万7,000円。5項 都市計画費2億492万9,000円。9款1項 消防費1億9,353万6,000円。10款1項 教育総務費2億7,677万5,000円。2項 小学校費4,157万5,000円。3項 中学校費2,931万7,000円。4項 社会教育費9,012万2,000円。5項 保健体育費6,499万5,000円。11款1項 農林水産業施設災害復旧費3,000円。12款1項 公債費2億4,834万1,000円。13款1項 予備費400万円。款、諸支出金、項、徴税配分金については、廃款廃項となっております。合計41億7,500万円で、歳入歳出同額でございます。

第2表債務負担行為でございます。仮称甲良町防災センター整備基本構想・基本計画策定事業でございます。期間につきましては、令和8年度から令和9年度まで、限度額については、1,985万5,000円となっております。

おめくりください。第3表地方債でございます。起債の目的及び限度額の方を読み上げさせていただきます。公共交通確保事業債、ソフト事業2,500万円。福祉医療助成事業債、ソフト事業1,000万円。甲良西子ども園、床面改修事業債160万円。甲良西子ども園電話交換機等改修事業債240万円。保健福祉センター非常照明機器更新事業債760万円。保健福祉センター自動火災報知設備等更新事業債2,500万円。社会資本整備交付金事業債980万円。道路新設改良事業債500万円。甲良西小学校給食配膳室空調設置事業債170万円。合計8,810万円となっているところでございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第15号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第15号 令和8年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書裏面をご覧ください。令和8年度甲良町

国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,528万8,000円とするものでございます。歳入歳出の予算につきましては、第1表の方で説明させていただきます。

第2条につきましては、一時借入金の最高額を6億円と定めているものでございます。歳出予算の流用といたしまして、1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用ができる。2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用できると示されております。

それでは、1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算でございます。

歳入です。款項、金額を読み上げさせていただきます。1款1項 国民健康保険税1億6,421万9,000円。2款1項 手数料6万4,000円。3款1項 国庫補助金935万円。4款1項 県負担金6億8,028万9,000円。2項 県補助金150万円。3項 財政安定化基金交付金1,000円。5款1項 財産運用収入10万円。6款1項 他会計繰入金7,659万3,000円。2項 基金繰入金1,279万5,000円。7款1項 繰越金935万円。8款1項 延滞金加算金及び過料101万3,000円。2項 預金利子1万円。

2ページをご覧ください。3項 雑入3,000円。9款1項 財政安定化基金貸付金1,000円。歳入合計9億5,528万8,000円でございます。

3ページをご覧ください。歳出でございます。1款1項 総務管理費3,939万5,000円。2項 運営協議会費12万5,000円。2款1項 療養諸費5億6,584万2,000円。2項 高額療養費9,300万4,000円。3項 移送費4万円。4項 出産育児諸費400万2,000円。5項 葬祭諸費50万円。6項 審査支払い手数料184万8,000円。3款1項 医療給付費分1億5,374万8,000円。2項 後期高齢者支援金等分4,974万5,000円。3項 介護納付金分1,735万5,000円。4項 子ども・子育て支援納付金413万3,000円。4款1項 財政安定化基金拠出金1,000円、5款1項 保健事業費790万円。2項 特定健康診査等事業費566万1,000円。

4ページをご覧ください。6款1項 基金積立金10万円。7款1項 償還金及び還付加算金1,080万円。8款1項 予備費108万9,000円。共同事業拠出金及び項の共同事業拠出金は廃款廃項になっております。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第16号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第16号 令和8年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 予算書表紙裏面をご覧ください。令和8年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ162万1,000円と定めるものでございます。歳入歳出につきまして、第1表の方で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算。歳入、こちらも款項、金額を読み上げさせていただきます。1款1項 繰越金1万円、2款1項 使用料76万円。3款1項 管理料15万円。2項 預金利子1,000円。4款1項 財産運用収入2万円。5款1項 基金繰入金68万円。歳入合計は162万1,000円でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出。1款1項 墓地公園管理費85万1,000円。2款1項 返還金76万円。3款1項 予備費1万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第17号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第17号 令和8年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 議案書の裏面をご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億864万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5,000万円と定める。

次ページ、第1表歳入歳出予算の説明に移ります。介護保険予算も款項、金額の読み上げを行います。歳入。1款1項 介護保険料1億8,283万7,000円。2款1項 手数料1万円、3款1項 国庫負担金1億8,594万6,000円。2項 国庫補助金7,282万8,000円。4款1項 支払基金交付金2億8,344万7,000円。5款1項 県負担金1億5,074万6,000円。2項 県補助金813万2,000円。6款1項 財産運用収入1,000円。7款1項 一般会計繰入金1億7,157万円。2項 基金繰入金927万2,000円。8款1項 繰越金1,000円。9款1項 延滞金・加算金及び過料1,000円。2項 預金利子、1,000円。3項 雑入3,000円。10款1項 財政安定化基金貸付金4,384万5,000円。歳入合計は11億864万円でございます。

続いて次ページ、歳出に移ります。1款1項 総務管理費1,374万5,000円。2項 介護認定審査会費568万9,000円。3項 計画策定委員会費412万1,000円。2款1項 介護サービス等諸費9億6,185万円。2項 介護予防サービス等諸費630万円。3項 高額介護サービス等費2,701万円。4項 高額医療合算介護サービス等費250万円。5項 特定入所者介護サービス等費3,740万円。6項 その他諸費140万8,000円。3款1項 介護予防生活支援サービス事業費1,148万2,000円。2項 一般介護予防事業費229万9,000円。3項 包括的支援事業・任意事業費3,326万2,000円。4項 その他諸費5万円。4款1項 基金積立金1,000円。5款1項 公債費1,000円。2項 財政安定化基金償還金1,000円。6款1項 償還金及び還付加算金52万1,000円。7款1項 予備費100万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第18号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第18号 令和8年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 予算書表紙裏面をご覧ください。令和8年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,383万9,000円と定めるものでございます。歳入歳出につきましては、第1表で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算。こちらも款項、金額を読み上げさせていただきます。1款1項 後期高齢者医療保険料8,524万9,000円。2款1項 手数料5,000円。3款1項 一般会計繰入金3,777万5,000円。4款1項 繰越金1,000円。5款1項 償還金及び還付加算金40万2,000円。2項 預金利子1,000円。3項 雑入1万円。6款1項 国庫補助金39万6,000円。歳入合計は1億2,383万9,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出でございます。1款1項 総務管理費802万6,000円。2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金1億1,539万5,000円。3款1項 償還金及び還付加算金40万1,000円。4款1項 予備費1万7,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第19号 令和8年度甲良町下水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、予算書裏面をお願いいたします。令和8年度甲良町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量でございます。処理区域内水洗化件数は1,996件を見込んでおります。年間排水量については、73万8,732立米を見込んでおります。1日平均排水量といたしまして、2,024立米を見込んでいるところでございます。

収益的収入及び支出でございます。収入といたしまして、第1款第1項 営業収益といたしまして1億1,934万5,000円。2項 営業外収益2億3,172万4,000円。

支出の部といたしまして、第1款第1項 営業費用といたしまして2億9,979万8,000円。2項 営業外費用といたしまして4,328万3,000円。第3項 特別損失として1,000円。第4項 予備費として200万円。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入の部といたしまして、第1款第2項 企業債1億3,010万円。第4項 補助金1億200万円。第5項 分担金16万円。

支出の部といたしまして、第1款第1項 建設改良費2,735万7,000円。第3項 企業債償還金2億9,815万4,000円です。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,325万1,000円は、過年度損益勘定留保資金772万4,000円及び当年度損益勘定留保資金5,493万6,000円、減債積立金3,059万1,000円で補填するものでございます。

企業債です。起債の目的といたしまして、流域下水道事業債といたしまして、限度額1,380万円。資本費平準化債といたしまして1億1,630万円。一時借入金といたしまして3億円を限度と定めるものでございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の流用を認めるものでございます。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与1,635万5,000円を定めるものでございます。

他会計からの補助金といたしまして、1億9,507万8,000円を定めているものでございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

ないようですから、すみません。

西澤議員。

○西澤議員 1つだけ。水洗化の1,996件、対象としている戸数の何%にあたりますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、委員会で詳しくは述べたいと思いますけれども、八十数%が今現在把握しているところでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

○西澤議員 それで結構です。

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第20号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第20号 令和8年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和8年3月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、表紙1枚おめくりいただきまして、令和8年度甲良町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和8年度甲良町水道事業会計の予算は次の定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1)給水件数は2,920件。

(2)年間総給水量95万立方メートル。(3)1日平均給水量2,603立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入でございます。1款1項 営業収益9,528万8,000円。第2項 営業外収益7,921万2,000円。

支出。1款1項 営業費用1億5,625万4,000円。第2項 営業外費用1,004万5,000円。第3項 特別損失1,000円。第4項 予備費300万円。

2ページをお願いいたします。第4条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。収入でございます。1款第2項 工事負担金1,000円。

支出。1款1項 企業債償還金5,704万7,000円。第2項 建設改良費3,336万6,000円。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額9,041万2,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額303万3,000円、減債積立

金 5,704 万 7,000 円、建設改良積立金 3,033 万 2,000 円で、補填するものでございます。

第 5 条一時借入金の限度額は 100 万円と定める。

第 6 条予定支出の項目の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項目の流用。

第 7 条、次に、掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。職員給与費 2,333 万 4,000 円でございます。

第 8 条、水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 4,924 万 8,000 円である。

第 9 条、棚卸資産の購入限度額は 184 万 3,000 円と定める。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 21 同意第 2 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第 2 号 甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 甲良町教育委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

1、住所、犬上郡甲良町北落 463 番地の 1。

氏名は近藤敬彦様。

生年月日、昭和 63 年 3 月 9 日生まれです。現在 37 歳です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。起立全員です。

よって同意第2号は同意されました。

少し早いですが、ここで一般質問にするとちょっと時間が中途半端になりますね。早くちょっと早めのご飯に入る、休憩、昼休憩入ります。13時でよろしいですか。今から。よろしいですか。皆さん、13時でよろしいですか。ちょっと早めにできてから。13時からお願いします。

(午前11時30分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○丸山議長 すいません。会議に入る前に、昼前のことでちょっと教育次長の方から、訂正というか、ちょっと言い忘れたことあるので、ちょっとそれを先に。

教育次長、どうぞ。

○福原教育次長 先ほど教育委員会の条例制定の中で、西澤議員からの質問で、交付金等はないのかという質問があったと思います。私、交付金はないというふうに言ったんですが、負担金がございます。児童を受け入れたとき、1人、1時間1,400円に対して、国が8分の6、県が8分の1の負担金をもらいますので、申し訳ございませんでした。勉強不足でした。

以上です。

○丸山議長 それでは、昼前、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第22 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば、多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に、2番 木村誠治議員の一般質問を許します。

2番 木村誠治議員。

○木村誠治議員 そうしましたら、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。本日は、2つ伺います。

まず、導入の方ですが、本町においては、人口減少とともに産業基盤、地域社会基盤の維持が極めて重要な課題となっております。特に、農業は本町の基

幹産業であり、地域経済、雇用、地域コミュニティー維持にも直結しております。また、社会環境が大きく変化する中、次世代を担う子どもたちに対し、社会を多面的に理解する力を育む教育の重要性も高まっていると考えます。本日は、農業政策と人権教育の2点について、お伺いいたします。

まず、第1問、農業経営の安定化と気候変動対応についてということでお伺いいたします。近年の農業を取り巻く環境は、気候変動による収量の不安定、資材価格高騰、担い手不足など大きく変化しております。特に水田農業においては、主食用米だけに依存する経営は、将来的にリスクも大きい状況にあると考えます。

そこでお伺いいたします。町といたしまして、気候変動による収量変動リスク、作物選択への影響、営農継続への影響をどのように認識されているか、お伺いいたします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、気候変動による収量リスクという点で、令和7年産の米、大豆について、まず、概要からですが、ご存じのとおり、猛暑と雨不足、それから虫、害虫等によって、お米は品質低下、大豆は数量不足ということで、特に大豆につきましては、甲良町、ほぼ壊滅状態というところでした。

まず、雨というのがもうほとんど降らなかったと。特にエリア的には、愛荘町、甲良町、多賀町、この辺が全然降らなかったと。片や、滋賀県の南部の方に行きますと、豊作やったと、大豆。ということも聞いております。そういう状況でございます。

その結果、まず、お米は、数量は平年並みですが、品質低下ということで一等米の比率が悪いということで、令和6年産が大体40%近くあった比率が7年産は20%程度やったということです。また、大豆につきましては、先ほども申し上げました、収穫量がまずゼロ、全く取れなかったという団体が3団体、基準反収が131キロというふうに設定しております。その2分の1の65キロに満たなかった団体が9団体、それから、何とか基準反収65キロ上回った団体が4団体ということでした。

それから、作物選択への影響ということでございますが、まず、主食用米につきましては、現在甲良町では主流として、「みずかがみ」「コシヒカリ」「キヌヒカリ」等を作付されておりますが、特に「コシヒカリ」は猛暑に弱い。熱に、暑いのに弱い。それから「キヌヒカリ」も弱いというところで、特に「キヌヒカリ」につきましては、これも愛荘町の方で特に「キヌヒカリ」が悪かったので、高温耐性品種で収量も多く取れる「にじのきらめき」というものに転換しようとしている動きが先に愛荘町の方であります。

それから大豆につきましては、これはもうどの品種も令和7年産、不作でし

たので、これはもう新品種の開発が必要じゃないかと。現在、農協さん等に聞いていますと、試験段階中ではございますが、これもご存じだと思いますが、そらシリーズというのがあります。「そらたかく」、それから「そらみのり」、これに注目しているということで、令和8年につきましても、試験段階でございますので、早くて9年にモデル的にというところで実証がされるかもしれないという、そういうような状況でございます。

また、営農継続への影響につきましては、これもご存じのとおり、7年産の米につきましては、1俵3万円というところで「コシヒカリ」、それ以降、しかし、売値、スーパー等への価格につきましては高止まりが続いていまして、なかなか売れないというところで、倉庫の方には米が山積みになっている状況です。これはもう農協さんでも、農協、卸の方へ出していますが、なかなか売行きが悪いというようなことを聞いております。ただし、生産者の方につきましては、1俵3万円という形で収入が入っておりますので、まず、7年産の収入については、かなり潤ったのではないかと考えております。

ただ、今後のお米の取引価格ですが、もう既に農協さんでも3万円では引き取りませんので、既にもう2万円近い値段でということになっていきますので、ここから令和8年産、また、9年産については、かなり落ち込むのではないかとというような予想をしております。

ということで、「コシヒカリ」「キヌヒカリ」、申し上げましたが、収穫量が大体1反に8俵、7俵、8俵という、甲良町どこでもそれぐらいしか取れないんですけど、先ほど申し上げました「にじのきらめき」につきましては、一反に11俵、12俵という数量は取れるということを知っておりますので、今後甲良町においても、こういう転換をして経営の継続、収入の安定を図っていきたいと考えております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。私自身も、父の後を引き継いで、農業の個人事業主としてやっておりますが、昨年度は初めて黒字になりまして、昨今のこの高騰というのは肌で実感しておる次第です。

続きまして、今のご答弁にもあったようですが、あえて、今後の耐候性品種の導入支援、それから排水対策等インフラ整備、大豆、畑作物については、特に排水が必要だと思うのですが、それと収入安定対策などの取組強化についてのお考えをお聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 先ほど、水稻に関しての耐候性品種ということで、「キヌヒカリ」から「にじのきらめき」の方の品種転換を甲良町でも進めていくことと思

います。ただ、「にじのきらめき」というのは多収品種ではありながら、肥料も通常より多く要するということで、肥料に対する費用がかさむと。ただ、先ほども申しあげました数量がその分取れますので、ちょっと、支援対策という点では、肥料購入の支援というところが必要かと考えるんですが、これは今後の検討課題となっているところでございます。

また、耐性品種として、ほかには、従来からの「みずかがみ」。それから「きらみずき」、新たに開発された「滋賀82号」、それから「滋賀酒85号」も推進しているところでございます。

それから大豆については、一般的に、先ほどもちょっと説明させていただいたんですが、作付が広がる時期は未定ですが、試験中のそらシリーズ、これも多収品種として注目されているところでございます。

ただ、昨日も農協さんとしゃべっていましたらこの乾燥施設が、大豆用の、そらシリーズの大豆は粒が小さいことで、従来の大豆の乾燥設備ではできないということを聞いておりますので、そういう設備の充実という部分も含めての、今後は検討されていくと思います。

それから、種のことですが、新しい品種になると種を購入していただかないといけないということで、その購入費用というところが新たにかかってくる。通常、今作っている大豆をまた作る場合は自家採種ということも可能なので、農家さんによっては、収穫した大豆を次の種に回すということもされている方もおられますが、今度また新たな品種が出てきたらそういう種子を購入する費用がコストとしてかかってきますので、考えられる支援としましては、その費用に対して支援するかどうかというところでございますが、現在のところは今後の検討課題というところでございます。

それから、現在大豆の減少及び品質低下が要因である開花期における干ばつやカメムシやハスモンヨトウをはじめとする害虫被害によるそらシリーズの影響について検証が必要ではございますが、先ほども、これもちょっと何回も言っていますが、このそらシリーズは数量が結構取れると。今の品種より2割程度多収になるということで、実現すれば期待できるというところでございます。

最後に、排水対策というところで、今ちょっと議員の方から大豆の排水対策というところを申されましたが、それは各圃場の中でしっかりと排水対策をしていただくというところでしか説明はできないんですが、一般的に暗渠排水の整備、いわゆる、甲良町ではあまり取り組まれていないと思うんですが、2枚、3枚の田んぼを1枚にして効率よくできるようにという、そういう手法がありますが、これは当然国の補助制度がございまして、今後、農地耕作条件整備事業というのがございまして、こちらにつきましては、また、ご相談いただければ、国の方にも積極的に要望させていただきたいと考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。私も営農組合の方に関係しております。水稲、今おっしゃってくださったような水稲なり大豆の新しい品種の導入、営農が取り組むにあたっての導入をスムーズになるように、JAさんとか農協さんとタイアップしていただいて、導入がスムーズにいくように、ぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、(3)で主食用米中心から新市場向け、加工向け、輸出向けなど組み合わせたりリスク分散型農業構造への支援も必要かと考えますが、この点についてもちょっと見解をお願いいたします。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 おっしゃるとおり主食用米、米が高いから食べる米ばかり作っているのは、値段が下がりますので、こういう非主食用米に転換する、また、小麦、大豆の面積を増やしていくという、そういう、分散して農業をやっていくという手法でございます。これは当然国県が進めております。

例えば、今ちょっと新市場向け加工、輸出というふうに書いていただいているので、甲良町の場合、7年産の非主食用米は、主食用米が約360ヘクタール作付されたんですが、この非主食用米については0.5ヘクタール、いわゆる5反しかなかったです。ということで、ほとんどがお米を作られているということ、主食用米を作られている現状でございます。

また、新市場開拓用米といいますのが、主に輸出用米ということで、主食用米のほか、バイオエタノール、石けん用、化粧品用として利用されるような品種で、お米でございます。また、加工用米というのは、これもご存じのとおりセンベイ、あられに使われるもの。ほかに米粉用米、それから酒造好適米、酒米、そういうのも一応推進はしております。これらの取組には、それぞれ国の交付金が受けられますので、大体1反3万円から9万円程度の、それぞれ国の支援が受けられます。

それでもお米が高かったなので、なかなか非主食用米への転換は今は進んでない状況でございます。今後、これはあんまりよくないんやけど、米の値段が下がってしまうと、極端にこういうふうに変換されるのが出てくると思います。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。私自身が、先ほども申しましたように営農組合に関わっております。この町内の営農組織もかなり様相が変わってきていて、後継者不足、あるいは等で非常に問題になっているかと思えます。そんな中で、5年先10年先に営農組合、営農組織が、何らかの希望が持てて、

若い人たちが入ってくれるような、そういった支援なり、何かこう掲げるものを県の方ともタイアップしていただいて、何かこう引っ張ってくれるものがあるんでしたらというか、県の方にも働いていただくようなことを切に希望いたします。

そうしましたら次、第2問目の方に入ります。近年、人権問題は、個人の意識だけでなく、雇用環境、所得格差、生活基盤など社会構造とも関係すると以前から指摘されております。

また、近年のSNS等の情報環境の変化により、先入観や思い込みが生じやすい社会となっているのも現実かと思えます。

このような中、多面的に物事を理解する力を育む教育は、重要性が高まっていると考えます。

そこで、2番で、経済構造と人権理解をふまえた、人権教育の在り方について、1、本町の人権教育において、経済状況や社会構造と人権との関係について、現在どのような観点で教育が行われているのか、お聞きしたいです。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、経済状況を含め、社会情勢の変化があろうとも、いかなる場であっても、人権は保障をされなければならないと考えております。そこで本町としましては、人と関わりながら生きていく社会の中で、やはり相手を思いやる気持ちや、自分も大事にし、他者も大事にすることや、自分とは異なる価値観や背景を持つ人の立場に立って考えられる人づくりをめざした人権教育を行っております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 かなりこれ、この後の質問にも関係するんですが、理想的なお答えで本当にそれが実現すればという考えで今聞いておりました。

2番目の偏見や思い込み、情報のバイアスといった課題に対し、多角的に物事を考える力を育む教育について、同じく現在どのような取組が行われているのか、お聞きしたいです。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 小学校、中学校においては、俗に言うフェイクニュースや、偏った情報、あるいは先入観によって、議員がおっしゃるような偏見や思い込みが生まれ、人の人権が脅かされていることがあるということを、例えば、特別活動や道徳、また、あるいは総合的な学習の時間、あと社会科等の学習の中で、学んでいるところでございます。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ここでちょっと私の幾つかの経験談というのか、をお話しした

いと思うんです。皆さんに共有したいと思うんですけれども、1つは、私が以前区長をやらせていただいていたときに、西学区の交流会だったと思うんですけれども、そこでの講話を聞いておりました、今でも、そのときの言葉を覚えておるんです。私が覚えているところだけなんですけれども、ある人に対してわだかまりがあったり、あるいはよく思わない、何かの原因でよく思わないという、そういった考えが心の中にあると、必ず、差別なり、偏見なりに結びつくという、そういった内容が私の心には残りました。これが1つの例、まず、1つのお話です。

それから2番目は、これはもう私の汚点なんですけれども、自分の中ではあずまや事件というふうに呼んでいるんですが、笑い事じゃないんですけれども、とある集落のあずまやに、営農の仕事を終えてライトをつけてトラクターで帰ってきたところ、俗にたむろしているような人影があって、それを見たところ、おそらく、小学校か中学校の生徒だろうということで、翌日か翌々日かに、当時の区長から、私、そのときはもう議員1年目でしたのですけれども、福原教育次長のところに、当時、喜びじゃないな、勇んで、こういう話があって、区でも、火の始末とか、ボヤとかあっては困るのでということでお話に行ったときに、私は非常に痛い経験をしまして、そこで話している中、教育次長から、木村議員、今の発言は撤回してくださいというような言葉を受けまして、自分自身はとした経験がございます。それは先のわだかまりなりよく思わないという、私の心のどこかにあったのかもしれませんが。おそらく私は、それが原因かなと思って非常に反省した経験があります。

3つ目の話というのは、さらに続くんですが、対話集会の講師の方の話です。主立った内容は、戦後80年の政治的なお話であったり、それから、そこから人権の話がありました。ちょっと皆さんにも共有したいんですけれども、よくある問題。どちらの線分が長いでしょうかと。結論から申しますと、その集会で2、30人いたと思うんですけれども、正解者はただ1人でした。ただ1人です。同じだとか、あるいは一般に言われる引っかけだから、短く見える方が実は長いんだとか、いろいろあったんですが、正解者は1人でした。その方は、実際に紙か何かを持っておられたか、あるいは2つに折って実測したら違うねというので、それで確信を持たれて正解にたどり着かれているということで、講師の方も非常にその点を大事ですよということで、皆さん、会に参加された皆さんも、なるほどというような格好でその会のつかみがそういったことであつたんです。

さらにその後続きまして、その方が最後に、直近の参議院議員選挙だつたと思いますけれども、そこで日本人ファーストというのを唱えて、今頑張っているような政党があるけれども、あれはあかんでというふうに言われたときに、

私は非常にえっというふうに思いました。その党は、多分皆さんもご存じでしょうけれども、この衆議院選挙、総選挙においても、各党が議席を下げ中、議席も伸ばしております。ですので、何が言いたいかと言うと、非常にそういう講師の方であっても、先ほど言いましたようにわだかまりなりよく思わない、自分でも意識しないバイアス、偏見があると、短絡的に排外主義だとかといった言葉に結びついていくんじゃないかなということを私、当時お話を聞いていて思いました。非常に残念。最初のつかみは私も間違えまして、引っかかったんですけれども、なかなか偏見、バイアスを克服するのは非常に難しいかなというふうな経験をした次第です。

ちょっと逸話なり挿話が長くなりましたが、3問目に行きたいと思います。今後、社会の持続性、公平な負担、ルールの尊重といった観点も含め、より実社会に即した人権理解教育を進めていく考えはございますでしょうか。教育委員会の見解をお尋ねいたします。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、本町の教育の目的としまして、まず、1つ目に、学力の向上、2つ目に規範意識の醸成、そして3つ目によりよい仲間づくりを挙げて取り組んでおります。

どのような社会であっても、これからも、これまでも、多方面にわたる知識や、考える力、理解力、いわゆる学力が必要であり、ルールを守ること、そして仲間とうまくつながる力が必要と考えて、今日もこれまでも、甲良の教育を進めてまいりました。議員のおっしゃる実社会に即した人権教育というものも、その中に含まれているものと考えております。

以上です。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 ありがとうございます。最後ちょっと、本町の持続可能性は、産業基盤と人材育成の両輪によって支えられているものと考えます。産業基盤、すなわち、農業と土木建設業の安定と、社会を多面的に理解できる人材育成、将来の担い手、その双方が重要であると考えます。今後も、建設的な議論をお願いし、私の質問を終わります。

○丸山議長 木村誠治議員の一般質問が終わりました。

次に、8番 木村修議員の一般質問を許します。

8番 木村修議員。どうぞ。

○木村修議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、今年の1月の5日が月曜日で仕事始めだったと思います。私が見たのが1月の6日の新聞をちょっと見たときに、県と19市町ということで、

2026年、今年の展望ということで、各自治体の19市町村のことが書かれておりました。これは、どういうところから、いわゆる新聞記者が拾われたのかちょっと分かりませんが、1月の5日やから、新年会か何かがあって、首長さんが集まった場所があったのか、あるいは、新聞記者が個々の自治体にいろんなことを聞かはったと、展望を聞かはったというふうには思うんですけど、まず、甲良町においては、宅地確保事業、それから企業誘致の件、それから防災センターの機能を有する庁舎整備に向けた検討を進めるという記事が載っておりました。

そこで私の質問をそこにあてて、一番知りたいことが最初に質問をさせていただきたいと思います。まず、前回も聞いたことあるんですけど、町長の公約とその後を検証するというので、質問させていただきます。

南部工業団地、いわゆる旧大林組の土地であった、池寺にある土地のことを、2年前の7月だったと思うんですけど、県の方から、開発をしますので、希望者の自治体は手を挙げて下さいみたいなことがあって、甲良町もちろん、ええ話だということで手を挙げられたということで、当初の県の言うておられることがちょっと違っていまだに頭にきているんですけど、当初、あの時に8自治体というか、8カ所から、いわゆる希望者が名のり上げられまして、一次審査があって、4カ所に絞られて、それで甲良がまだ残っていた。これはちょっと期待大やなというふうに思っておったんですけど、なぜか4カ所から、2カ所と当初言うておられたのに3カ所取られて、たくさんの金が要るようになったわけですけど、その中で甲良がなぜか落とされたというふうになっておりました。

そこで聞くのに、あの頃から2年、2年前の令和6年の7月ぐらいだったと思うんですけども、1年半ほど、南部工業団地の話がちょっとこの頃何も聞かなくなったなということで、現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 産業誘致開発に関しましては、引き続き、個別に県に支援をいただいております。滋賀県産業立地課と定期的な面談を行いまして、用地に関する手続や手法等の確認、進捗管理を今現在行っているところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうすると2番に移るんですけど、僕の思いがあるんですが、今言ったように一次審査で4カ所通って、結果論3カ所に県の方が決めて、甲良が漏れたということ、イコール、甲良は4番目やという思いが私、ずっと残っていますので、県の開発として甲良町4番目になると思っているんですけど、候補地の3地区があって、そのときに、前回のときに、

ここの開発に4、5年はかかるだろうということで、その後での4番目甲良町というふうになるのは、あまりよろしくないという意味において、質問をしたことがありましたんですが、再度、答弁をお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 あくまでも甲良町は候補地、県との共同の部分では、候補地として落選をしておりますので、この選ばれた3候補地の県事業とは別に、個別に県の支援をいただきながら取り組んでいるということでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうしましたら、それはどう言うたらいいのかな。今現在も県とのやり取りがあるということを先ほど答弁されたように思うんですが、再度、今現在でもそういう動きがあるということによろしいか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 直接的な企業の紹介等はいただいておりますけれども、アドバイスですとか、手続に関する指導的、助言的な部分で、定期的な面談をいただきながら、連携を取らせていただいているというところです。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、その次3番に移るんですけど、あのときの県からの話では、北の方で1地区、北の方というと、高島、長浜、米原というふうに思っておるんですが、米原と長浜のいわゆる用地がちょっと問題があって、イコール高島が北の方では1カ所残ったので高島が決められたというふうに理解しております。

その後の結果、1カ所やったと思っているのに2カ所になったということで、高島と東近江とそれから大津という地区で決まって、今、どこまで進んでおるのか分かりませんが、3カ所に約248億円ほどお金をかけて開発をするというような新聞記事が載っておりました。

そこでお聞きしたいんですけど、この候補地、今言いました高島、東近江と大津というふうには書いていますが、順位があったように思うんですけど、分かったら教えてほしいんですけど、順位。決定順位。ついでに、その場所の面積が幾らかということが分かりましたら、よろしくをお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 この候補地として選ばれました3カ所につきまして、県はその基準や順位等、全く公開はされておられません。また、同じように他所の候補地の情報というのでも公開をされているわけではございませんので、私の方から申し上げることというのはございません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうしましたら、今、現実、決まっておりますのが、高島、東近

江、大津というふうには決まっているんですが、そこの面積がちょっと知りたいなと思ったんですけど、分からないですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 申し訳ありませんが、把握しておりませんので、お答えできません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。私が知ったところによりますと、高島が17ヘクタールだそうでございます。東近江が45ヘクタール、大津が60ヘクタールあるらしいです。おのおのが、高島が約開発するのに40億円ほど、東近江が100億円強。大津も100億円強というふうに、全部で248億円ほど、いわゆる予算立てしておられるように聞いております。

そこで、次の4番ですけど、甲良町の土地は開発するのに多額な予算がかかるようなことを聞いたことがあるんですが、それならばなぜ、一次審査、残って、いわゆる4地区に残ったのかが非常に疑問であるんですが、答弁願いますようか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 先ほどのちょっと繰り返しにはなるんですけども、県の方よりは、選考結果の基準ですとか、選考の理由というのが公開されておられませんので、私の方も分かりかねるところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。そうしましたらその次、5番に移らせてもらいます。今現実、県からの事業の中には、甲良町、残念ながら入れなかったということなんですが、今、課長の答弁を聞いておりますと、一応県とのパイプはまだつながっているというふうな話だと受け止めたんですけども、もとに戻って、県がどうのこうのじゃなく元に戻って、何年と言われたら分かりませんが、多分、平成の26年ぐらいの大林からの寄贈だったと思うんですが、その後、町単独で、甲良町単独でいろんなことを考えて、当初は無償の土地やということで無償で云々という話もあったようには思うんですけど、その後いろいろ調べたら条例にちょっと引っかかる、まずいということで、今のところ、有償ということになっておりましたけど、そのときに、そのときに、町の考え方として、町がやるというような考えはありますか、ありませんか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 もう県の選考に漏れております時点で、町の単独事業として取り組んでおります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員　ごめんなさい、確認ですけど、町単独で動いているということですか。わあ、僕が知らなかっただけかな。分かりました。そしたらそれはまた、この質問以外に、また、個別に聞いていきたいと思います。ありがとうございます。

それと次に、防災センターのことについてちょっとお尋ねします。防災センターが、新築工事の概略の工程表を以前もらってあるんですけど、現在の進捗はどうでしょう。

○丸山議長　総務課長。

○中村総務課長　令和7年度で基本構想の予算化をしておりましたが、令和8年度で一括して基本構想と基本計画を一括して発注いたしまして、実施計画を作成しまして、より具体的な内容で形にしていきたいというふうに思っておるところでございます。令和7年度につきましては、仕様書を作成しているというようところが今現在の進捗の状況でございます。

以上です。

○丸山議長　木村修議員。

○木村修議員　分かりました。そうしますと、概略工程表の中で令和9年から本体の施工に入り、令和10年度のいっぱい、年末までには、出来上がるのかなというふうに思われる工程表を頂いたわけですけど、どうもちよっとずつ遅れているんだろうなというふうに思いますけど、2番の質問です。9年に始まり、令和10年末に完成するのかなということなんですけど、答弁をお願いいたします。

○丸山議長　総務課長。

○中村総務課長　まずは令和の9年度には一部でも着手にかかっていたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○丸山議長　木村修議員。

○木村修議員　ありがとうございます。そうしましたら3番ですが、この防災センターの工事なんですけど、以前から言われています、庁舎機能と両立するという考えのようでございますが、防災センターの部分とか、あるいは庁舎の部分とかいうふうにはなかなか分けがたいんですが、私が知りたいのは、防災センターの部分イコール、まだ国の方から7割方の補助があるように思っておりますが、それと、庁舎の方にはいわゆる町単の費用でやんなあかんということも聞いておりますが、分けて聞きたいなと思うんですけど、分かりますか。

○丸山議長　総務課長。

○中村総務課長　基本的には、先ほど述べました8年度で基本構想、基本計画というのを作成しまして、具体的なところの中で、概略の工事費を算出し

ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。すみません。そうしましたら、次もう3番に行かせていただきます。これ、非常に難しい計画だなというふうに常々思っておるわけですが、また、聞いていきたいと思えます。

まず、1番目、3番の1は、宅地開発にあたってのハードルが幾つかあるんだというふうなことは聞いておりましたが、水利権のことも以前お話しされておったように思うんですが、今現在のハードルということを含めて、進捗はお願いしたいと思えます。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 失礼します。尼子駅の宅地開発にあたりまして、今現在受益除外の法的な手続が完了いたしまして、1月14日に県営かんがい排水事業の犬上川地区の計画変更の確定がなされたところでございます。現在は、農振除外の申請を行うための協議手続と、基本設計委託に向けての設計図書の作成中であり、8年度当初の入札に向けて取り組んでいるところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 今課長説明してくださったのは、まず、水利の関係のことはもうパスされたように受け取ったんですけど、イコール農転と私らは単純に考えていますけど、農転という作業が終わった時点で初めて開発というふうに進んでいけるものだと思っているんですが、そのことを今、課長ちょっと答弁の中で言ってくださったんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 受益除外をまず第1にして、次に、農業振興地域の除外地の申請をするという手続になっておりますので、受益地の除外が終わって農振除外をして、地目を次に変更していくという流れになります。そういった中で受益の除外が1月14日に終わって、農振除外をするために、協議を県と行う書類を出させていただいているという段階です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうすると、最初、大ざっぱにハードルという言い方をさせてもらったんですけど、あと、今の課長の答弁を聞いていますと、先ほど言いましたように、私ら、農地転用がなされたときに初めて開発ができるんだなと思っているんですけど、それまでにもう2つぐらいのハードルというふうに聞こえたんですけど、合っていますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 まず、第1の農振除外が1つ。次に、転用が1つあります。

それが2つありますので、それで開発許可に入るという流れなんで図面とかを入札で今基本設計で作っているという、仕様書を作っているという段階です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、2番に移らせていただきたいと思います。これ、以前も聞いたことなんですが、今、もらってある書類でいきますと、8億6,420万円という、いわゆる概算の費用がかかるというふうにもらっておるわけですけど、これを100区画という話がちょっとずっと出てたんですけど、甲良町住宅用地創出事業というファイルをもっている中で、これ、第1工区、第2工区、第3工区と書いておられて、これおのおの想定戸数というのを書いていただいているんですが、想定戸数を足しますと109区画になるんです。だから、私、109という方で計算をしたところ、1区画が約60坪ということも聞いておりましたので、駐車場が二、三台の分が取らなあかんというようなことで、60坪ということを知って見ましたら、計算したら、坪単価が13万2,000円というふうになったんですけど、以前のときに私はやられるなら12万5,000円は下らないと、以下にならないと、なかなか買手が見つからんのじゃないですかというふうに言ったところ、町長が、それ以下に考えているというふうに言われたことを覚えておるんですが、それ以下になるんでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在工事を行うための詳細設計はまだの段階でございます。そういった形で工事費用についてもあくまで目安という形で、今お知らせしかできておりませんので、現在は坪単価について明確に提示することはございませんが、本事業は人口減少に歯止めを行うために取り組んでいる事業でございますので、極力低価格にて提供していきたいという考えのもとに、より多くの方に甲良町に住んでいただきたく、経費削減のため、極力職員でできることは職員でやるというような形で取り組んでいるところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうしましたら3番ですけど、一番気になつとる、いわゆる、お話がうまくいったときに開発するその区画を第1工区、第2工区、第3工区と一応記されておりますので、順番にやっていかれるんだなと思うんですけど、販売の方法なんかはまだ全然決まってないのか。考えの中でもないのかということちょっとお聞きしたいんですけど。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在のところなんですけれども、仲介業者を通して販売のところは考えておりません。なぜかといいますと、申込者がありましたところ誰に販売をするのかという公平な選考が必要になってきますので、委員会等の

立ち上げなどの検討が必要でございますので、直接行政から販売ということを計画しております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうしますと、今3つ聞いてきたわけですが、最後に、この公約の中の、町長の今のお考えをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 私、就任させていただきまして約2年ちょっと過ぎましたが、一步一步着実に進んでいると私も思っております。いろんなことの今の単価の問題等もいろいろ、私は私なりに、これで行かなければ駄目だという設計等をやるということを考えております。

そのうち道の駅ももう6月、7月にはオープンできるだろうと思っておりますし、次に、尼子施策は、8年、それに着工できるという、段階を踏んでいる段階であって、決して必ずできると私は確信しておりますし、必ず私のいる間には尼子は着工いたします。

いわゆる防災センターの件、それはおおよその概算の数字が出てこんことには、一定限度やはり金額が持ち出しが大きいものですから、その辺のことはよく検討して、どこまでどうするかということは、たたき台が、基本設計が出てきた段階で考えたいと思います。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。町長の思いは前回、あるいは就任された当初の思いがいわゆる、まだまだ残っておるんだなというふうに感じました。

そうしましたら次に、大きい2番の教育行政について、質問したいと思えます。フリースクールという、議員も彦根のフリースクールに勉強に行かせてもらったことがありますし、この間ちょっと新聞を読んでいたときに、夜間中学という言葉が出てきまして、どうも私が知らんかっただけの気がするんですけど、夜間という高校とか大学とかいうのはイメージが湧くし、現実にあった、思うんですけど、夜間中学いうのはちょっと聞き覚えがなく、あんまり分からなかったんですけど、フリースクールという部分と、夜間中学の説明を求めたいんですけど、お願いできますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、フリースクールですけれども、フリースクールというのは、議員もよくご存じだと思うんですが、不登校の子どもたち、学校に通えない子どもたちに学びの場を提供する民間施設でございます。

一方、夜間中学校というのは、夜間に中学校の全教科を学ぶことができ、卒

業資格が得られる学校のことです。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 その2番にもつながるんですけど、改めて聞きますと、以前から教育行政についてということで質問をしておったときに、義務教育という昔からの言葉と、それと、私がよく質問させさせてもらいました、コマ数、時間数のことで、その時間数を、コマ数を、いわゆる小学校なら6年間で何コマ勉強させてもらわないと卒業というふうには結びつかないというふうに思い込んでおったんですけど、フリースクールに行ったときに、勉強しに行ったときに、卒業をされて、あれはたしか中学校のお子さんだったと思うんですけど、高校にも行かれたというような話を聞きました。

だから、ちょっと気になるんですけど、フリースクール、夜間中学校は課長の説明によりますと、いわゆる何らかの事情で、義務教育を、いわゆる義務教育の卒業をされてないみたいなことで、そういう方々が夜間中学というところへ行って、プラスアルファの勉強をして卒業というふうになるかと思うんですけど、だから、フリースクール、夜間中学は想像つきました。勉強が足らんかったら勉強するということなんですけど、フリースクールに関しては、不登校云々の部分があるんですけど、何かノウハウがあって、卒業ということにつながっていくわけでしょうか、これ。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、義務教育の小中学校というのは、学習指導要領というものに基づいて、教育を行わなければなりません。ですので、フリースクール自体は民間の施設でありますので、この学習指導要領に基づいた教育課程というのは編成されておられませんので、フリースクールに通ったからといって、学校の卒業資格を得られることはございません。ただ、フリースクールに通っていながらも、本来行く学校に出席扱いをするという形で認められた場合については、フリースクールを卒業するんじゃないくて、本来行く学校を卒業するという資格をあてることはできます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうしますと、フリースクールに通っておられて、たしかあのときも勉強させてもらったときも、一般の学校にも戻られるという方がおられるということは聞いておったんですが、そしたら、普通、学校に戻ってのいわゆる卒業単位と申しましょうか、私、大学生のときの単位数、単位数という言い方しか分からないものであれなんですけど、フリースクールに行っても、自分とこの学校へ戻って勉強してということで、卒業というふうになるんだと理解したんですけど、逆に言うと、そこまでできてない、フリースクールに

通っておられる生徒さんもおられるという判断でしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 議員のおっしゃるとおり、フリースクールに通っていないながら、その中で学んでいることは、学校の中の教育課程の一部を学んでいるというふうに認められた場合は出席扱いになります。ただ、そのフリースクールがそういった、こちらが要求するような要件を満たされていない場合については、出席扱いという形で認められない場合もありますので、そのあたりについては、フリースクールの状況等によって変わってくると思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 なるほど。そうすると、話が続いていくんですけど、要はイコールもしも足らんかったら、その方々はいわゆる卒業という形、いわゆるその次のステップに上がっていきこうという場合には、夜間中学を利用するという形になるんでしょうね。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 不登校のお子さんが学校に来れなくて、卒業資格を得られないということはございません。ただ、次のところに入ってくるかと思うんですが、しっかり学び切ることができなかったと。ご本人が、例えば中学校卒業した年齢を超えてから思われた場合については、もう1回学び直しができるということで、夜間中学校とか、そういったところで学び直されるというケースは、多々あります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。すみません、分かりました。そうしましたら次、2番に行きたいと思います。不登校を調べましたら、24年度で、全国で35万4,000人の不登校の方がおられると。いじめに至っては76万9,000人というふうに書いていました。

それで聞きたいんですけど、以前も聞いたんですけど、本町の小中のおのこのいわゆる不登校、いじめの件数というのは、以前に聞いたときに、たしか令和5年の分やったと思うんですが、令和6年の人数が出ておったらお聞きしたいんですけど。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、令和7年度の1月現在で、前年度の1月と比べてみてのご回答とさせていただきます。

まず、甲良町の小中学校の不登校数の増減という形で回答させていただきますけれども、小学校については、1年前と比べてマイナス3名。減っているという形になります。中学校におきましては、3名増えているという形です。

一方、いじめ件数、これはいじめ認知件数という形で学校から報告をいただ

いております。こちらについては、いろんな大きなトラブルもあれば、細かな友達同士のトラブル等についても、全て学校が把握しているものについては、上げていただいております。それをいじめ認知件数という形で上げてもらっています。その増減につきましては、前年の同時期と比べますと、小学校はマイナス5件ということで、少し減っております。中学校におきましては、逆にプラス7件ということで少し若干同時期では増えているという状況です。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうしますと、小学校においては、不登校もいじめも減っているというふうに聞きました。中学校においては残念ながら、不登校が3名プラス、いじめの方はプラス7というふうに答弁してくださったわけですが、おのおの減っている方はよしとして、中学校で増えている方のいわゆる生徒に対しては、不登校なり、いじめなり、それなりのいわゆる対処法はしてくださっておられるのでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 中学校におかれましても、やはり子どもたちの状況を見て、それぞれ対応はしていただいております。特に不登校のお子さんが中学校に増えてきているということは非常に大きな問題だというふうに思っておりますので、別室という形で、不登校の子どもたちが安心して通える教室というものを、部屋というものを確実に設置していただいておりますし、そこに子どもを見に行ける教員あるいは、そういう支援員という形でのサポートというの、次年度、考えております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうすると、次2番、不登校になってしまったきっかけ及びいじめというのは、以前にも聞いておったんですけど、以前と変わったところがあるかという質問になるんですが、どうでしょう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 特に不登校やいじめのきっかけや原因というものについては、以前から大きく変わっているというふうには私ども考えておりません。昔から様々な要因でなっておりますので、そういったものについて個々対応していると状況でございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうしましたら、3番ですけど、以前もお聞きしたことがあるんですが、専任の教員を全国に、国の方から全国に置くというような話がありましたんですが、甲良においては、おられるか、おられないか。おられるとしたら甲良中だと思うんですけど、どうでしょう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 こちらのそういった不登校、いじめに関係する専任の教員ですけれども、残念ながら甲良町には配置されておられません。ただ、甲良町では、子どもが、先ほども言いましたように、自分に合ったペースで学習や生活ができる校内教育支援センター、いわゆる別室、こちらの方を甲良中学校と、甲良西小学校に設置しております。ここで学習や相談の支援を行う、不登校の支援員というものをそれぞれ1名配置しながら次年度進めていこうと思っております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 いわゆる、国が言っておられている専任教員というのは、甲良ではおられないということで、でも、おのおのの学校で、そういう生徒に対しての専門員がおられるということですね。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 不登校、いじめの専門員、専任員というわけではございませんが、そういったお子さんに対応していただけるようなある程度スキルを持った方が関わっていただけるように、何とか進めていこうと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。そうしましたら、その次に④番、出席停止制度というのがちょっと新聞に載っておったんですけど、これはどうも読んでみると、加害者、加害生徒の方の出席を停止するということができるような中身だと思っておったんですが、出席停止制度というのはどんなもんか、お答えできますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 出席停止制度というのは学校教育法第35条に載っているんですけども、市町の教育委員会が、性行不良や、あるいはほかの児童生徒の教育の妨げがあると認める児童が、あるいは生徒がある場合につきましては、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることが教育委員会ではできます。

ただ、議員がおっしゃられる加害児童、生徒に対して、多分、被害の保護者が直接出席停止を相手側に求めるということとはできないという形になりますので、そういったお話を教育委員会や学校側が受けて、様々な検証を行いながら、出席停止という形で進めていく場合も、中にはございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。次、5番です。SNSの利点と欠点というのがあろうかと思うんですけど、それと生成AIイコールChatGPT、

これはもう数年前に質問させていただいた中にもあるんですが、あの頃は、僕の認識ですけど、C h a t G P Tという言葉が生まれてすぐの頃だったとは思いますが、今、あれから数年たった今、S N Sという言葉もあの頃はなかったんですけど、今頃、本当に毎日のように出てくる文言でございますが、S N Sの利点と欠点。それとC h a t G P Tのことで、説明がお願いできればと思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 申し訳ございませんが、教育委員会の専門家ではございませんので、S N Sの利点、欠点、また、生成A IであったりC h a t G P Tの説明というのはできません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。何か、S N Sのことに関して、人間関係に非常に多くの課題を残すような記事が載っておりましたので、今の次長の答弁で、専門家でないと言われればそのとおりなんですけど、本当に毎日のように、S N Sあるいは生成A Iのことで、ニュースになっておりますので、甲良町の教育委員会もよくそういうことを注視して、何と云うのかな、簡単に言うたら、教育委員会の方で担当者の方は、勉強していってもらいたいと。頭に置いておいてもらいたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 木村議員がおっしゃっているS N Sとかの事件と色々なことが起こっているのは私も承知していますし、今、学校の方にはS N S危険度ということでいろいろなことで資料を出して、子どもに学習してくれということで、S N Sについては保護者にも通知をしました。保護者の方が与えておられる物ですので、責任持って子どもたちを監視してくれということで、かなりきつい目の文書でお願いをしたところです。

それはあと、もう来年向けてですけれども、S N Sには危険なことがいっぱいあるということで子ども家庭庁が出ている文書ですが、それを学校に提供して指導してくれということも指示しています。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。今の教育長のお話を聞いてすごく安心できる部分がありましたので、本当に難しい問題だと思うんですが、生徒さん、もちろんです、親の方にも、P T Aとはこの頃言わんかな、保護者さんの方にも徹底して、便利なもんなんだけど、危険がはらんでいるよというようなことだと思うんですが、十分に周知してくださることを要望しておきます。

次に、6番なんですけど、新聞記事に、多様化学校というような記事が載っておったんですけど、多様化学校というのをいわゆるどんな学校かというのを

聞きたいんですけど、どうですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 まず、多様化学校というのは、文科省では2023年までは、不登校特例校という形で呼ばれていたものでございまして、不登校児童生徒のために、文部科学省が特別に指定して、一人一人に合わせた柔軟な教育課程を編成する学校でありますので、その教育課程を修了すれば、学校を卒業すると、資格を得られるというものでございます。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。不登校の生徒の学習力を向上させていくというようなことが書いていましたので、今の答弁のとおりだなというふうに思っております。

その次に、大きい3番、前から出ておりましたんですけど、園あるいは学校の、この頃本当にますます少子化が切実な問題になってきて、本当にこの前も見た数字で、1年間に13人なんてな、あれです、母子手帳を渡してある数が13人とかいうふうに聞いておったので、これはえらいこっちゃなというふうに思ったことがあるんですが、園、学校の統合ということが、以前にも出ていましたけど、進捗はどうですか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 子ども園については統合を予定しておりますが、防災センターの建設が優先だと考えていることから、昨年、報告はしましたが、アンケートを実施して以後、進捗は特にございませぬ。

また、小中学校の統合については、考えておりませぬ。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 新聞記事、いわゆる全国のことになってしまうんですけど、学校の統廃合というようなことがちょくちょく目にすることがあるんですが、今言いましたように、母子手帳を渡す人数が13人位だったというような年代が何かここ数年前ぐらいにあったようでございますので、その年代が、園なり小学校、中学校に行くようになったときには、とんでもないことになるなというふうに思っておる次第でございませぬが、今、次長の説明に言いますと、まずは役場庁舎の問題からというふうなことは言われましたので、それもそうだなというふうに思いました。それから園のことを考えていってもらうのと園が終わってからの学校の方に考えが行くんかいなというふうに思ったんですけど、そうではないのか。そのとおりだとか、ちょっともう1回お願いできますか。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 私も何遍か答弁させてもらっているんですけども、園について

は、私もずっと就任以来、園の方、回してもろうて今の保育士の数ではなかなかやっていけない部分もあったり、また、園舎の方の老朽化もありますので、まずは子ども園からということを考えています。

以前、どの議員か、小中学校の統廃合のことも話、あったと思うんですが、私自身は小学校2つを1つにまとめるとか、小中一緒にする考えはありません。なぜかという、やはり前も答弁したんですが、十数名いても学級なんです。20名でも学級なんです。十数名の方が少人数の学習ができるんです。だから私は少人数の人数で学級が成立するんであれば、そのまま持続していく方がメリットは大きいと私は思っています。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そこで今、教育長、答弁してくださったんですけど、いわゆる2つあるということになれば、おのおのの先生の数がいるわけです。これが統合されて1つになったら、2分の1の先生の数で済むという考えがあるんですが、そこら辺はどうお思いですか。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 教員の数というのは、今のところ県で全部配置されていますので、それも1つの、僕は考え方として、1つにすれば県からの派遣されるいうたら、異動で来られる先生の方が少なくなります。2つであれば、倍とは言いませんが、1.5倍先生が配置されると。その方が僕はメリットがあると思うし、子ども園については、町の教職員です。町の人件費が使っているわけなので、そこは2つを1つにすれば、半分とは言いませんけれども、数名は削減できるという思いを持っていますので、まずは子ども園の町の職員さんの方から、減らすという言い方悪いですけども、やっていきたいなという思いで先ほど答弁させてもらいました。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。僕の個人的な思いとしましても、今、教育長が申されたように、少なからうが、いわゆる1は1だと。1クラスは1クラスだということの考えは、僕もその方です。だから、今ちょっと疑問に思ったのは、県からということなんですけど、県は、そういう生徒数、人数でも合格というか、どうもないというか、そういうふうに思ってくださいませんか。県の方は。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 県のレベルでの基準というのは、複式学級という制度がありません。それは2学級、2学年の人数が13人になったときに複式ということ考

えてもいいよと。いいよという話です。だから私は今、両方の小学校で2学年が十数名になるというのはありませんので、1学年で十何人はあります。20人弱もありますけれども、今のところそういうことはありませんので、そういうことは考えないし、もしなったとしても、学年は学年として、そのときは申し訳ないけれども、町で教師を雇ってクラスをつくるという形で複式は考えていませんし、そうすることは僕はマイナスだと思っていますので。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。今、教育長の答弁あったんですけど、町長、少なくとも、いわゆる単費で先生をお雇いになるというような話があったんですけど。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 教育長が答弁されたとおり、私も徹底してその辺は貫いていきたいと思っていますので、もし1人になったら、どっちの人員を減らしてそっちやろうかという問題もありますけど、たとえ支援してでも、学級を成立させたいと思っています。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 私個人的には安心しましたので、ありがとうございました。もしましたら、最後になりますが、新聞記事にこれも載っておったんですけど、統合の新設校というのが、いわゆる統合されて新設校ができるということが載っていたんですけど、その学校は義務教育学校にはしないというような、記事が載っておったんですけど、ちょっと理解に苦しんだ部分なんですけど、義務教育学校にしないと、統合の新設校は義務教育学校にしないというふうに載っておったんですが、答弁してもらえますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 議員が今おっしゃる義務教育学校というのが、義務教育の小中学校という意味ではなく、多分、義務教育学校ということですので、小学校から中学校までを、9年間を一貫して教育する学校のことという形で、これ載っているのではないかなというふうに私も理解させていただいているんですけども。ですので、統合新設校というのは、小学校同士、あるいは中学校同士を統合された学校のことですので、そういった学校同士を小も中も合わせて一緒にしてしまうというような義務教育学校という形にはしないというふうにされているんじゃないかと私は思っております。ですので、それぞれの自治体によって考え方がありますので、ちょっと私の方でこの理由というものはちょっと答弁させていただくことは控えさせていただきます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。今の答弁、私もああという、そういう私が理解しとる意味の取り方とちょっと違った、私が間違っているんだなというふうに思いましたので、また、再度、私自身も勉強させていただきたいと思えます。

これをもって、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 木村修議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。35分、あの時計で35分まで。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時38分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

3番 藤居議員の一般質問を許します。

3番 藤居議員。

○藤居議員 3番 藤居です。議長のお許しが得られましたので、一般質問させていただきます。

まず、今の甲良町の広報に出ています甲良の空き家・空き地バンクについてちょっとお聞きしたいことがありますので、よろしくお願ひします。空き家・空き地バンクというのは、今、私はちょっと議員さんの皆さんにもちょっと資料で渡させていただいたんですけど、ここに甲良町空き家・空地情報登録制度要綱というのはあると思うんです。これ実際のところ、今現在活用している状態なんではしょうか。いかがでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 この要綱に基づいて実施をしているものでございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。今のは1番の質問で、これが最新版ということではしょうと思うんですけど、この中で実際要綱の各号に挙げる、この2条のところ、「要綱において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」と書いてあるんですけど、その中の2条の第2項の部分、空き地について説明してあるんです。「空地とは、町内に存する空地で個人が所有し、現に利用しない（近く利用しなくなる予定のものも含む）土地であって、個人が居住を目的とした建物を建築することができる土地をいう。地目は宅地に限定する。ただし、空家に付随する場合はこの限りではない」というふうになっているんですけど、ちょっと私の解釈では、この解釈でいくと、この空き地バンクには農地は載せられないという解釈になってくるんですけど、今現在ちょっとこの第2番の質問なんですけれども、農地に関して登録さ

れているのは現時点で何件あるのか、また、成約されたのは何件で、その成約者は地元の方かというので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 まず、この要綱の中にありますただし書の部分、「ただし、空家に付随する場合はこの限りでない」というところで、農地付空き家につきましても、本町の空家・空地登録情報制度の中で活用をさせていただいているというところで、まずもって1点、下之郷の農地の1件につきましても、ちょっとこの対象外である農地のみ扱いをしてしまっていたということが分かりましたので、今後はもうこのようなことがないように課内で共有してまいりたいと思っておりますし、多方面の方にご迷惑をおかけしたと思っております。申し訳ありませんでした。

2番の質問でございます。農地の登録、成約件数でございますが、登録は9件ございまして、うち7件が成約をしています。町内外の別ですが、町内の方が3件、町外の方が4件になっております。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。今おっしゃっていた農地についてなんですけれど、下之郷で農地だけで出ているという物件あります。実際それ大変困っております、いかに扱うかということで、役場の方からも上げる前に、話は下之郷の方に来ていました。農業組合の方に来ていました。

ただし、来ていたんですけれど、町からのこういう物件が出ているからというので、持ってこられても、字としては、対応ができないんです。もう町で受けておられるやないかと。受けておられたら受けておられた分に関しては、どうしても動けないという、あれが出てきているんです。町は町で、多分こういうこと言うてきやあるさかいにどうしたらいいのかという意味で打診をしておられたんやと思うんですけれど、その辺が、違いがやっぱりあって、どうしても出した人は、もうどうしても売りたいという気にはなってきますので、そうなってくると、やっぱり町で扱ってくれるとなったら、もう町に持っていく。町で、その場で断るといふか、その場でちょっと地元のところに話を、農地の場合は地元のところで話をしてくれという、町が受ける前に話を持ってもらうようにしてもらわんと、どうしても直接町から言われると、どうしても、皆さん、もうこれでもうあかんのやということになってくる考えになっておりますので、その辺ちょっと考えていただきたいと思っております。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 まず、売却の希望がございましたら、窓口の方で、耕作者の方ときちんとお話をしてくださいということは常に言わせていただいております。特に今この下之郷の農地につきましても、売却希望の面積がとても大き

かったことから、その影響が大きく出るだろうということで、4月に農業組合長さん、副農業組合長さん宛てに、6月に法人の方に、これは受付の前です、事前にご相談させていただきたい旨の文書を送らせていただいて、事前に共有をさせていただいていると思っております。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 それで聞いたんですけれど、ただ、町から話があるという形になると、どうしてももうどうしようもないという考えになってくるんです。実際のところ。だからもうそれまでで、地主さんの方に、ちょっと待ってくれと。町多分まだ受けられへんから、地元の方で話を一遍出してくれと。地元の方には全然話が来てなかったんです。それで先に地主の方から地元の方に話があると話もできるんですけれど、これいったん町に入って、それからこっちに来ると、地元の方に来ると、どうしても話ができない状態になってくるというのは事実なんです。ちょっとその辺考えていただいて、何とかお願いしたいと思います。

それとこの空き家バンクのこの載せる、載せないというのですが、どういうふうに登録して、どういうふうに、皆さんで話をしているんですか、課内とか。選考のあれ、登録の選考、そういうのはどうでしょう。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 町でふるいにかけるような選考というものをやるものではございませんでして、あくまでも売却希望がございましたら、全てちょっと申し上げるとあれですけど、事前に耕作者さんがいる場合は、協議してくださいねということもお伝えをさせていただいておりますし、まずもってその地域、その字に回覧を先にさせていただいております。その時点で、その土地ちょっと気になるなどか、買いたいな、借りたいなという方がどなたもいらっしゃらなければ、その次の時点として広報、ホームページに掲載をさせているという取扱いをさせてもらっております。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 今のあれなんですけれど、例えば地主さんが物件持って来られたということで、それやったら、実際下調べというのは全然されないんでしょうか。この土地に関して、地主の言い分と、また、実際周りのあれはどのような状態なんかというのは、全然。特に、広報こうらに載せるというのは、本当に大変なことで、この情報というのは、全国と全世界に流れるんです。誰でも見られますけど、ホームページ見れば誰でも見られる状態になるので、特に農地の場合、今まで空き地、空き家のやつは、番地も何も書いてない状態で登録されています。広報に載っています。この農地に関しては、番地まで全部書いているんです。そんなんだと完全に特定できるし、そうなってくると、いい人ばかりならいいんですけれど、いろんなどこで検索ができるという状態になるというの

は、大変怖いことで、先日も悪い人ではなかったんですけど、町の方からのあれで、レンコンの話がもう持っていただきました。そういうのもいろんなところからそういう情報が入ってきて、悪いことを考えればいろんなことありますので、そういうのは、載せるというのはやっぱり担当の方だけがやっておられるんですか、これは。全体1つとして。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 もちろん決裁というものがございますので、課内共有をさせていただきます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 やっぱりこの辺ちょっときっちりルールを決めていただいて、どういうふうにするか。例えば、今の農地に関しては、やっぱりどうしても中間管理機構を通して、元々農地自体が、ちょっと前まではもうだんだん高齢化してくるといので、田んぼはできなくなるということで、皆さん、兼業農家の皆さんとか、その辺がもう田んぼを手放して何とかしたいという考えになったときに、国や県とか、市町の方が動いて、中間管理機構というあれを、団体をつくったわけですね。中間管理機構をつくって、この地域の出てくる土地を集積して、それから、借り受けて、ほんで、耕作者に貸す。営農組合とか認定農業者の方にその集積した土地を貸すという形になって、今現在に至っているんですけど、この集積してきた、今まで集積されてきた、集積することはかなり意義があったんですわ。

例えば田んぼ1つするにしてもばらばらに飛び散つとる田んぼなら全然効率は上がらないんですけど、集積されたことによって、効率よく農業は経営できるという形になってくるんですけど、そうなってくると、今現在、大体、大分集約されてきているんです。実際下之郷でも、今80%がきりり下之郷の方で全部やつとるんです。1, 100反ほどあるんですけど、その80%、800反以上が、80町以上は集約されていっているんですけど、ここで、今みたいにぼんぼんぼんぼん売るといことで動かれてしまうと、もう全くやり場がなくなってくるんです。

予定して、今この農地管理機構で、中間管理機構でやっているのは、この10年間、今これ、始まったのが約10年ぐらい前です、ぐらいから始まって、農地の貸付けとかやっているのがもうこれで大体10年ぐらいたつんですけど、大体10年契約で地主さんから借りて、これが中間管理機構から営農組織とかその辺に行くようになって、耕作しとるんですけど、今、実際どういうんですか。広報こうらに載っている農地の見ていると、どこも荒れた土地ではないです。

耕作放棄地とか、その辺なら分かるんですけど、今この辺の、甲良町に関

して耕作放棄地ってほとんどないと思うんですけど、あったとしても知れていると思います。その中で田んぼとか畑とかその辺を空き家バンクで扱うこと自体がちょっとおかしいんじゃないかなと、もう一遍検討していただきたいなと思うんです。この辺、いかがでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 農地を守るという議員の思いは非常に大切なことでありますし、町行政としても、そこはご一緒に考えていかせていただく部分だと思います。

ただ、いかんせん、今もう町外に移り住まれている子どもさんが、この町の残った土地を何とか処分したいといったときに、やはりそのご意向にお応えするというのも片や有効活用という意味では、行政もまた、片や担っていかなくちゃいけないのかなという部分があるかと思うんです。そこのはざまの中でのお話で、ただ今回に至っては、農地だけを、ましてや場所特定して、返されてしまうという、そういったやっぱり弱みにつけ込まれてしまうような部分を行政がちょっと手伝ってしまったというのは、非常に申し訳なかったなと思いますし、そういったことがないように注意させていただきたいと思います。

ただ、持ち主の意向に一定沿うという部分での付随した農地をどうするんだというのは、一緒に考えていく部分があるので、全てをシャットアウトするというのは難しいものの、やはり甲良町の農地の集約化であり効率化というのは、皆さんとご一緒に考えてという姿勢は大切にしていきたいなというふうに思っております。すみません。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。農地を守るというのはもう当たり前のことになってくるんですけど、耕作放棄地。耕作放棄とかされた土地なら分かる、出てもしようがないと思います。ただ単に今耕作されている土地を出てくるといって自体が、これで、もう一遍、さっきも言っていたんですけど、町に来られる話を取り上げる前に、地元の方にもう一遍返していただいて、そうしたらそこでまた話が出てくると思います。

今回3月号に出たやつで、あれも農地だけ違いましたか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 あれに関しましては、先ほど申し上げた農地付き空き家で先に宅地の方が売手が決まった。農地だけが残っておりましたので、あたかも農地だけの取扱いのように見えるんですけども、それはあくまでも宅地つきのものでございました。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 あれに関しても多分、田んぼの写真を見せていただいたんですけど、かなりきれいな状態でなっとった、やっぱり管理されて動いている田んぼやと

思いますので、その辺もちょっと、これから空き家バンク・空き地バンクとしてやっておられるんなら、今後気をつけて、やっぱり耕作されているところは大丈夫やと思いますので、ここまで無理に売る必要もないし、買う必要もないと、買われる必要もないと思いますので、その辺ちょっと、皆さん、ちょっともう一度考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、次に、空き家・空き地の登録者と空き家・空き地利用希望登録者に対して、空き家・空き地に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約について直接関与することはあるのかということでもちょっとお聞きしたい。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 契約に関しましては、宅建業者の方に依頼をしておりますので、直接関与ということはございません。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 そしたら成約に関して、甲良町内の宅地建物取引業者を紹介するとあるが、現在何社ぐらいおられるんでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 1社です。これ、滋賀県宅地建物取引業協会。一番直近で2025年12月発表というもので確認をしておりますが、まだ1件ということでございます。1社だけです。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 1社だけというのもちょっとまた問題があるのかなという気もするんですけど、どうしてもやっぱりそういうなんで、絡んでくると、1社、2社、2社は、複数社ないと、いろんなことに、何するにしてもいろんなことで問題が起きたりする可能性ありますので、その辺何とか。取りあえずほかのどこをほかの町からも入れるか、近隣から入れるかを考えていただいて、1社だけというのはちょっと問題あるように思うんですけど、いかがでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 町内の業者さんを優先にということで、今1社で取扱いをさせていただいておりますけども、新たに、今後も新たに宅建業者さんができましたら、それは1社に限らず、どんどんと追加をして契約をしていくというようなことで考え、どんどんではないですね、ごめんなさい、新たに宅建業者が出ましたら、協定をしてということで、複数になってくればまたその方法も考えたいと思いますけれども、今現在が1社ということでご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 副町長。もう少し副町長の声、焼き付けておこう。

○熊谷副町長 合わせてなんですけれども、今、このアイクスさんでしたっけ、というのが町内に1社しかないということで、お尋ねになったら町内にはここ

しかありませんのでということでのご案内なので、ここを使ってくださいということであっせんしているわけではないんですよ。なので、その方が例えば大阪の方で、大阪の不動産屋を中間に入れてしたいというのであれば、それはご自由なところで、1社のみ、そこだけ優先的にあっせんしているというのではないので、ちょっとご理解いただきたいなど。

だから、私どもがその1社にお願いしているのは、まず、建屋だったら不動産屋の玄関に建屋と写真と、それから間取り図がありますよね。あれを作ってもらうのをそのアイクスさんというのが地元の方なので、お願いしていて、実際の仲介をするという段にあたっては、その方が町内であれば1社ですけど、そうでなかったら自分らで仲介の、お付き合いの不動産屋を使っていただいてもというふうにあっせんしていて、あくまで、そういった意味でちょっと優先的にあっせんしているというのでないところはちょっとご理解いただきたい。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 分かりました。できるだけ複数社になるようにちょっとお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは続きまして、次は甲良町の空家等対策計画についてお伺いしたいと思います。甲良町の空家等対策協議会とありますけれど、委員はどのような構成で、協議会の開催の頻度というのは、いかがでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 甲良町空家対策協議会は、地域住民である区長会やまちづくりから代表を1名いただいておりますのと、また、司法書士、一級建築士協会から推薦をしていただいた方、また、学識経験者というような形で各分野の専門家、さらに、湖東土木事務所や消防署、警察署の関係行政機関で構成をさせていただいているところです。

また、開催頻度につきましては、建築士さんの方で基礎調査をしていただいたものを特定空家に判定する意見をいただくのに開催をしておりますので、令和5年度に1回、令和6年度は開催ございません。令和7年度には1回開催しているという状態でございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。この空家対策ということで今の先ほどの空き家バンクと全く、ちょっと変わったあれになってくるとは思うんですけど、空き家の状況として令和5年度に162件となっておりますが、6年、7年の推移はどのようになっているか。また、その中で特定空家というのはどういふふうになっているのか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、令和5年度に計画をつくるときに特定空家の

調査を行っております、空き家の。そこから以降は、厳密な推移については把握はできておりません。今現在、次期の計画、5年ごとに見直しをしますので、それに向けて各集落の協力を得て実態調査を行う予定をしているところでございます。

そういった中で、令和5年に調査いたしまして、162件のうち、建築士さんの方に判定をしていただきまして、特定空家の候補物件は令和5年度に4件ありまして、それを判定したところ3件が特定空家になりました。そのうち、また、令和7年度には1件が判定されまして、合計4件の特定空家の該当物件があったんですけれども、今年度、令和7年度に1件除却なされましたので、合計町内には今3件あるというような形のものでございます。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。今4件、特定空家があつて、あつて、そのうちの1件は除却されたということで。このちょっと、ちょっと教えていただきたいんですけれども、の特定空家と普通の空き家というのをどういうふうにとちょっと、簡単にできますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません。特定空家の方をちょっと説明させていただきます。特定空家の方については、空家法というものがございまして、法律で定めているものについては、空家の考え方について、おおむね1年以上居住していない住宅、使用されていない店舗、住宅、倉庫、及びそれに関連する建物というような形の定義がございまして、その中で、正直、1年間1回も帰ってこられてないとか、そういった建物を特定空家で考える空家という考え方の定義をさせていただいているというところでございます。の対象となる空き家としているので、そこから特定空家を判定させていただいているという。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 特定空家というの、難しいとは思いますが、今の委員会の方で、協議会の方で特定空家の協議をされて、それで特定空家というのは全部決まってくると。私も一遍協議会の方に出た記憶が1回あるんですけれども、そのときのあれで、かなり細かいところまでの経緯を見ておられて、特に危険度がないとか、そういう部分も見ておられて、特にもう空き家はかなり私の方は下之郷でもかなり増えてきとると思うんですけど、その中でも、動物自体がすみつくとか、そういうのとか、あともう崩れかかってきて台風とかになると飛んでくるような、また、横を歩いてたら落ちてくるんじゃないかという空き家というのはかなり増えてきていると思います。この辺ちょっとまた、調査させていただいて、これをどうするかというのはほんまに急ぐところはあると思いますので、その辺、実施していただきたいと思います。

それでは、3番目の、甲良町空家住宅等除却支援事業補助金があるが、その支援内容はというのと、あと、実施件数とかはいかがでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 支援内容といたしましては、空き家の除却に要する費用の補助をしております。特定空家に認定されてそれを除却するというと、対象経費の5分の1、上限50万円を補助する事業というような形でやっております。

現在、先ほど申し上げた1件除却はこの補助金を使って除却をなされました。今現在もう1件、申請の協議中のものが1件あるという状態でございます。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 私の方からは、特定空家以外の空き家の除却の補助金についてですが、除却費用の20%、40万円が上限です。ただし、町内業者の方に工事発注をすることが条件になっておりまして、実績としましては、令和6年度に1件、7年度に2件の補助をしております。

○丸山議長 藤居議員。

○藤居議員 ありがとうございます。ほんまに空き家という、さっきも言いましたようにいろんなもんが危害を加えるような形になってきますので、その辺はもう確実に空き家が増えとるといのはありますので、その辺しっかり考えていただいて、その辺の行政の、また、補助金とかいろんな、知らない方がたくさんおられると思います。その辺もちょっと広報するなり何なりして、広めていっていただいて、できるだけ危険性のない住みよいまちということやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問の方を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○丸山議長 藤居議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時05分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 藤 居 吉 也

署 名 議 員 山 田 光 義